

第百二十三回 参議院厚生委員会會議録第八号

平成四年五月十四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

真島 一男君

補欠選任

田代由紀男君

五月十三日

辞任

日下部禮代子君

補欠選任

篠崎 年子君

出席者は左のとおり。

委員長 田淵 勲二君

理事 西田 吉宏君

前島英三郎君

竹村 泰子君

高桑 栄松君

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉与子君

田中 正巳君

宮崎 秀樹君

菅野 壽君

篠崎 年子君

浜本 万三君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

栗森 喬君

勝木 健司君

國務大臣

厚生大臣 山下 徳夫君

政府委員

事務局側

厚生省生活衛生局水道環境部長

小林 康彦君

説明員

常任委員会専門員

滝澤 朗君

環境庁企画調整

局長

熊谷 道夫君

環境庁水質保全

局長

木下 正明君

環境庁水質保全

局長

細田 敏昭君

通商産業省立地

公害局環境政策

湯本 登君

公害防止指導

室長

青柳 桂一君

通商産業省機械

情報産業局電気

青柳 桂一君

本日の會議に付した案件
○産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(田淵勲二君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四月二十二日、真島一男君が委員を辞任され、その補欠として田代由紀男君が選任されました。

また、昨日、日下部禮代子君が委員を辞任され、その補欠として篠崎年子君が選任されました。

○委員長(田淵勲二君) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 産業廃棄物の量と申しますか総排出量が大変にふえているんですね。昭和五十五年には二億九千二百万トンだったけれども、六十年間においては三億二千二百万トン、ざっと五年間で七倍になっているんですね。この量を見まして、そしてこの増加していくありさま、それから残容量などを見てみますと、残容量は産業廃棄物では一億六千七百万トン、残容量は一・六年分しかないという、こういう数字を見ておきますと、何かもうそれこそ日本はごみだらけになってしまっているのではないかと、こういう調子で伸び率で増加していきますと本当に大変なことになるのではないかと心配されるわけですね、これまでの政府の対応と申しますか、どんな計算をしておられたのか、厚生大臣の御所見を伺いたいと思つておられます。

○國務大臣(山下徳夫君) 私が厚生大臣を拝命いたしましたから、私も厚生行政につきましても以前にもある程度タッチしてまいりましたが、まず驚いたのは産業廃棄物のことでもございました。したがって、今日までの経過につきましても関係者から十分いろいろ聞いたわけでもございますが、産業廃棄物につきましてもあくまで事業者責任ということ、これはもう変わりない、これは大原則であるということ、これは私の責任者たちが言うとおりで、私も今日なおその気持ちを変えておりません。

ただ、これに対して、地方公共団体もその処理ができるという、そこが幅を持たせた制度でもございまして、このような制度を前提といたしまして、今日まで広域臨海環境整備センター、つまりフェニックス計画でございますが、その制度とか、あるいは昨年制定いたしました産廃の処理法改正に対します産廃処理センター制度の創設と

か、公害防止事業団等による各種政策融資あるいは税制上の優遇措置、さらには産業廃棄物の処理施設の整備の促進等やってまいってきたわけでございます。しかしながら、産業廃棄物は事業者責任とはいながら、それでいいのか。今申し上げた点についてはいろいろやってみてまいりましたけれども、一体この問題についてはどこまで政府、行政が関与すべきであるか、あるいはサポートすべきであるか、こういう問題であらうかと思つておられます。

そういうことで、今御指摘のとおり、なかなかうまくいかないということであれば、ただ単に事業者責任ということでは済まされたい、できるだけのことをやらなきゃというのが今回の法の改正の趣旨でございます。したがって、私もそういう立場から今後一層この解決に努力をしてみたいと思つておられます。

○竹村泰子君 この法案の趣旨を簡単に言えば、モデル的な産業廃棄物処理施設には特別の融資をしましょう、それから債務の保証、税の優遇などを行うこととしまして、そしてそのような良好な施設をふやすことを通じて市民の不安や不信をなくしていくという、こういう内容だと思つておられます。大臣、そのように理解してよろしいでしょうか。この法案のねらいといえますかポイントといえますか、簡単に御説明願えますでしょうか。

○國務大臣(山下徳夫君) 大筋としては先生のおっしゃる通りでございます。そこで、本法案の骨子につきましては先ほど申し上げました、昨年の産廃処理法の改正におきましても各種規制の強化などを図ってまいりました。最終処分場など産業廃棄物の処理施設の整備の促進については、しかしながらまだ残された問題となっておりますので、先ほど申し上げましたように事業者責任でございますけれども

ども、周辺の地域に迷惑をかけるようなことがあつてはならない、そこまで事業者が責任を持つべきである、こういう考え方に立つて今回の提案が行われているわけでございます。

本法案は、このような課題にかんがみまして、従来排出事業者、産廃物の処理業者等が専ら行ってきた産廃物の処理施設の整備に当たって、国及び地方公共団体が支援できる枠組みというものを提供いたしました。その促進を図ろうということでございます。あくまで事業者責任ということとは変わりございませぬけれども、行政がどこまで関与するかというのは先ほど申し上げたとおりでございます。まして、これが解決のためには、ただ単に事業者責任ということでは足りぬ、ただ単に事業者責任というだけでは足りぬ、我々も精いっぱい努力をしております。

本法案の制定に伴いましてNTT・Cタイプの融資制度、周辺公共施設の一体的整備等の支援措置を講ずることによりましてモデル的な産廃物処理施設の整備が促進され、これにより全国の施設のレベルアップが図られることが期待されるわけでございます。また、新設する産廃物の処理事業の振興財団による債務保証などの業務を通じて優良な処理業者が育成されて、産廃処理への信頼が向上するというふうにならぬと思つて私もこれを推進していかなければならぬと思つておる次第でございます。

これらによりまして不法投棄の減少あるいは処理の費用の高騰の抑制が図られ、良好な生活環境の保全と円滑な産業活動の確保に資することとなるものと考えておる次第でございます。

○竹村泰子君 非常に高度な発展を遂げてきた我が国の経済状態と申しますか、ハイテクノロジーとも言われるそういう産業あるいは経済の中で、こういったことは十分に予測をされていたことではないか。遅きに失したという、そういう感も少ないでもないんですけれども、しかしできるだけ早く手を打たなければならぬ、ということは国民の共通した思いであると思つています。

今大臣に御説明いただいたような、そういうこ

とだいたひと申すと、じゃ一体モデル的な産廃物処理施設というのはどんな施設なんだろうとかという基本的な方針が問われることにならないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。モデル的な産廃物の処理施設というのは一体どういうものであればよろしいのでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほど申し上げましたように、あくまで事業者責任とはいはないながらも、これに関連する一群の施設と申しますか、そのものだけではないで、周辺の調和を図ることが一番大切であり、施設の周辺に迷惑がからぬためのことを整備する、これが一つのモデルでございます。まして、これに対しては政府が応援していかなければならぬ。したがって、ただ単に事業者責任ということではなくて、今申し上げました一群の施設について政府もしっかり応援していかうということでございます。

そこで、特定施設とは第三セクターまたは民間産廃物処理業者により設置される一群の施設、今申し上げたとおりでございますが、二種類以上の産廃物処理施設については、これはもう御承知のとおり必須の規定でございますが、さらに産廃物処理技術にかかわる研究開発施設あるいは研修施設、展示施設あるいは会議場等、そんないろいろな施設を周辺に備えていくということであり、さらにこれらと一体的に設置される緑化施設であるとか集会所施設、あるいは周辺にスポーツやレクリエーション施設をつくるとか、そういう教養、文化の面まで含めて構成されること、これが理想的な施設であると思つた次第でございます。

○竹村泰子君 なかなか理解しにくいお答えなんですけれども、一群の施設ということを出しておられるわけですね。図解をされるとよくわかるのかもしれないですけれども、言葉で言うとなかなかわかりにくいと思つてんですが、簡単に言いますとこういうことなんでしょうか。これまでの処理施設とは違って附属の研究や研修所などを持つこと、それから周辺にスポーツやレクリエー

ション施設などを整備すること、さらに地元自治体も周辺の道路や公園の整備に努めること、このようにすればいわゆる産廃物処理施設のイメージもがらんと変わった明るいものになって市民の支持も得られやすくなる、ざつと言つてこの一群の施設というのはそんなふうなことをねらっておられるのでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(山下徳夫君) おっしゃるとおりでございます。産廃物処理施設というそのもの自体との一つの調和を図ると申すまいでしょうか。そういう意味においていろんなものを附帯的にその周辺につくりまして、そして環境をよくしていく、これが先ほど私がいろいろ申し上げました例えはスポーツ施設等に至るまでその周辺に整備をしていくということが先生おっしゃるとおり、一群の施設だと私は理解をいたしております。

○竹村泰子君 ところが、産廃物処理施設の確保が最近の土地利用の高度化に伴う用地難、それから環境問題による周辺の住民の反対などによって非常に困難になっているところがあるわけですね。特に大都市圏ではそうである。不安や不信をなくせるような施設はどうあるべきかという政府案の基本的な視点はもつともだと思つても、そこでこれに対して用意されました一群の施設なるものあり方が果たして適切かどうかちょっと疑問に思つるところもあるわけ

です。これを考えていくために、これまでの産廃物処理施設に対して多くの人々が不安を抱き、また施設設置者である事業者やこれを許可する都道府県に対して不信感をこんな持っているのは一体どういうことなのか、政府の受けとめ方を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 近年、産廃物処理の処理施設に対して住民の方々の不安あるいは不信、不満というものが各地で表明されておることは先生の御指摘のとおりでございます。こうした背景には、産廃物処理の不法投棄等の不適正な処理が増加をしておりますことによりまして、産

廃物処理施設の設置に對します周辺住民の信頼性が失われているという状況がございませぬ。また、処理施設の整備に伴いまして周辺の生活環境が激変するのではないかと、こういう懸念から処理施設の設置に對しまして周辺の方々の御理解がなかなか得にくくなつてきているという状況と私どもは考えております。

○竹村泰子君 今御説明いただきましたけれども、遠隔地へ産廃物が持っていくかというふうな産廃物の移動というふうな、広域的な移動が非常に多くなつていて、他方でまた都道府県の県外からの受け入れを拒否するような状態も招いている。それから不法投棄の多発による生活環境への影響とか、処理費用の高騰による産廃物処理業者への影響とか、いろいろなことが受けとめられておると思つて、受け入れ拒否ですね、産廃物の広域移動規制要綱などを制定している都道府県は幾つありますか。

○政府委員(小林康彦君) 産廃物処理施設の設置あるいはその処理の業の実施に当たりまして、都道府県が要綱等を定めておるところは相当数ございませぬ。平成三年十二月現在で二十三道県こうした要綱等を定めておるところがございませぬ。

○竹村泰子君 二十三の道県で受け入れ拒否をしておられるわけですね、事実上。そのようなこともあり、産廃物の処理の仕方というのは非常に不安や不信、そして受け入れ拒否など厳しい状況にあると思つても、今御説明いただきましたように、産廃物の処理施設のそれらの問題のほかに、今おっしゃつたようなことほかにこんなこともあるんじゃないでしょうか。

例えば設置反対運動の背景には、有害物を埋め立ててはいけないとされている安定型、管理型、そして遮断型と、この三つの方法で処分すると聞いておりますけれども、この安定型、管理型の最終処分場のいずれにも有害廃棄物が持ち込まれているのではないかと、有害物専用の遮断型の

最終処分場でさえも有害物が周辺の土壌や河川、さらには地下水に浸出してきたり、大気中に飛散してくるのではないかなど、そういう不安があるのではないかと思われますけれども、このことに対しては、お答えいただきたいのと同時に、安定型管理型、遮断型という捨て方で、この御説明を願いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) まず、三種の最終処分場の内容、構造でございますが、遮断型の処分場は有害な産業廃棄物を埋立処分いたしますためのもので、一定の強度及び厚さを有しますコンクリート製の仕切りによって外部と遮断をされるなど、及び雨水の流入防止の措置がとられているということで、外界と遮断をされた形の構造でございます。地下水を汚染するおそれのない構造というものでございます。

安定型の処分場は、地下水汚染のおそれがない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及び建設廃材を埋め立てるためのものでございまして、その構造上地すべり防止や沈下防止のための措置等が講じられているものでございます。

管理型処分場は、以上二つのその他の産業廃棄物を埋立処分するためのものでございまして、遮断型と異なり地下水に水が行かないような遮断のための工法がとられ、それからその埋立地の中の水を集めますための集水設備、その水を処理いたしますための浸出液処理設備等が設けられ、地下水汚染を防止するための措置が講じられたものでございます。

お尋ねの遮断型の安全性、地下水汚染につきましても、可能性はございますが、最終処分場につきましては、施設の構造基準が定められておりまして、遮断型処分場につきましては、有害廃棄物が生活環境保全上支障を生じさせることのないよう、科学的データに基づきまして、厚さ十五センチ以上のコンクリートで地下水と遮断するなど特に厳しい基準を設けているところでございます。また、維持管理につきましても、定期的な点検の

実施等、厳格な維持管理基準が設けられておりますことから、地下水汚染のおそれはないというふうに考えております。こうした基準の遵守が重要でございますので、今後一層指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

安定型の処分場に安定型に入るもの以外のものが入って問題を起しているのではないかと、こういうお尋ねがございました。私どもの調査では、廃棄物処理法に基づきまして設置届が出されております安定型処分場、平成二年四月現在で全国千三百七十七施設ございます。一方、少し時点がずれますが、平成元年十二月に昭和六十一年四月以降の事故事例について全国調査を行っておりますが、十二件の不適切な事例というものが挙がっております。

このような不適切な事例あるいは事故の原因といえますのは、本来安定型処分場に持ち込まれるものではない産業廃棄物が搬入されたことによるものと考えておりました。搬入する産業廃棄物の管理の徹底、処分場の維持管理体制の強化など、これを通じまして防止できる性格のものと考えております。このため厚生省では、平成二年四月に都道府県、政令市に対しまして、施設に対しまして実態把握及び監視、指導の徹底を指示したところでございまして、最近におきましても平成三年十月、本年の一月及び二月の全国会議におきまして安定型処分場への搬入物管理の維持管理の徹底を繰り返し指示したところでございます。

以上でございます。

○竹村泰子君 ちよっと伺いたしますが、その十二件の例、どのようにしてチェックされたのでしょうか。安定型処分場の管理をもっと厳しくしたいというふうな今部長お答えくださいましたけれども、どんなふうな管理を日常しておられるのでしょうか。例えば一年に一回地下水の検査をするとか何か、そういうことがおわかりでしたら教えてください。

○政府委員(小林康彦君) 調査はその指導監督の任に当たっております都道府県に対しまして状況

を把握するために厚生省で行ったものでございまして。都道府県保健所設置市では報告の徴取あるいは立入調査等の手段を使いながら指導監督をしておるところでございます。こうした事故、不適切な事例といえますのは、周辺の方あるいは市町村からの通報等もございまして、そういう状況の把握には都道府県が立入調査をし、その状況の把握及び原因の究明、支障の除去のための適切な方策と指示などを行っておりますところでございます。

具体的に申し上げますと、例えば処分場から色のついて水が出るというような形の状況がございまして、その原因を追求し、搬入された産業廃棄物が適切であるかどうかを調査をする、そんなような手法をとっておりますところでございます。

○竹村泰子君 事後のことなんです、多分。ですから、何かおかしいぞと御近所の人たちが変わったものを持ち込まれているぞ、あそこは捨てていいものだろうかというふうな通報があったりとか、あるいは色のついた水が出てきたりとか、この安定型処分場に捨てられるものの中にはプラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び建設廃材というのがあるんです。

この建設廃材というのが大変気になりますし、廃掃法の審議のときにも随分とこの委員会で問題になっておりましたけれども、当然プラスチックがたたくとくっついていてということが考えられるわけですね。そういう地下水に変なものが出てきたり、大気中にアスベストその他のものが飛散してくるという、そういう不安が周辺の住民たちを非常に処理場に対する不信感を抱かせているという、そういうことではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 都道府県等の指導は表にあらわれなかった正常でない状態のほか、その搬入物についても適正管理の観点から、予防的な観点で指導を徹底しておりますところでございます。

安定型処分場に対しまして、そこに持ち込まれるべきでないものがまぎっているという事例が存在したことは事実でございます。そうしたことを

を繰り返さないよう搬入されます産業廃棄物の管理、安定型には安定型に適した産業廃棄物が搬入されるよう指導の徹底を期しておりますところでございます。

○竹村泰子君 特定施設整備促進事業というのは、最終処分場等の産業廃棄物処理施設のモデル事業を展開しようというものでございまして、大臣どうですか。どうやら模範的に処分できるかどうか。そうであるならば、特定施設の設置に当たっては三十ヘクタール以上の産業廃棄物処分場に限定した現行の閣議アセスと申しますが、そのような規定にかかわらず、十分な環境アセスを義務づけるべきではないでしょうか。このことを、そしてこの法案の基本指針にきちんと記載すべきであると思っておりますが、大臣どういふふうにお思いになりますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物処理施設にかかわります環境影響評価につきましては、昭和五十九年の閣議決定、環境影響評価実施要綱に基づきまして、ただいまお話ししました三十ヘクタール以上の最終処分場について実施をしておりますところでございます。

また、本法の特定施設につきましては、基本指針の内容をいたしまして必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させていく旨記述することについても検討しているところでございます。

なお、産業廃棄物処理施設につきまして、環境影響評価を法律上義務づけることあるいは規模を引き下げることににつきましては、現時点では閣議決定の趣旨及び他の開発事業との並び、バランスから困難であるというふうに考えております。

○竹村泰子君 どういふふうな困難なんでしょうか。閣議で決められたからなのですか。

環境庁にもおいでいただいていると思っておりますけれども、環境庁はこういって三十ヘクタール以下の産業廃棄物処理施設には環境アセスメント要らないんですよ。こういうことに対して環境庁はもっと強く主張されるべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○説明員(熊谷道夫君) お答え申し上げます。

環境アセスメントにつきましては、ただいま厚生省からも御答弁ございましたように、昭和五十九年の閣議決定の要綱をもちまして現在そのアセスを進めておりますほか、地方公共団体が独自に条例なり要綱なり、そういったものに基づきましてアセスメントを実施しているところでございます。今回の産業廃棄物処理施設整備促進法案によりまして特定施設につきましても、こういったような閣議決定なり、あるいは都道府県等の制度の対象になる場合には当然アセスメントが実施されるものでございます。

また、これ以外の廃棄物処理施設につきましては、閣議決定に基づくアセスの対象にはなっていないわけでございますけれども、今申し上げましたように、多くの地方自治体におきましては条例、要綱等によりまして独自のアセスを行っているわけでございます。

さらに、本法案の特定施設につきましては、ただいま厚生省からも御答弁ございましたように、この基本指針の協議の中で環境保全に十分意を用いる、このようなことになっておりますので、環境庁といたしましては、この基本指針の協議が主務大臣から環境庁に対してあることになっておりますので、その中で十分環境保全が図られるように調整を図ってまいりたい、このように考えております。

○竹村泰子君 環境庁は、いわゆるアセスメント法案、これは前に提案をしようとして出せなかったということがありますけれども、再度提案を考えているというふうな聞いていますけれども、いかがですか。

○説明員(熊谷道夫君) 現在、御承知のように地球サミット等を控えますと、環境法制の基本的なあり方につきましては私の中でもいろいろ検討している段階でございます。アセスの法案等につきましては現在の閣議決定のアセスの運用状況等、そういうものを十分配慮しながら基本法制とあわせまして検討してまいりたい、このように考

えております。

○竹村泰子君 ぜひこれは提案したいのですというふうな意欲的な思いは環境庁としてはおありにならないのでしょうか。どうぞでしょうか。

○説明員(熊谷道夫君) 今お答え申し上げましたように、全体的な環境に對します法制といえますが、基本的な法制を含めて全体的な法制をしていくわけでございまして、その中で検討する、このようなことでございまして。

○竹村泰子君 ここで答えをそれ以上求めても無理だと思えますけれども、環境庁はこういったことに対して、やはり環境を汚すおそれのある場合、そういったときにきちんとした主張ができるような、そういう総合的な観点から強い御主張を願いたいと思っております。

大臣、お聞きもなされて、大臣は厚生省というのには非常に幅が広がっているなことを管轄なさらないければなりませんから、このようなことを余り御存じなかったかもしれないけれども、三十八クータルというのとはかなりの広さです。この三十八クータル以上のもので国はアセスメントの必要性を閣議で認めて、それ以下は都道府県なりあるいは事業者団体なり商工連合なり、そういったところが随時やりなさいというふうなことになるわけですね。大臣、これは所管大臣として基本指針にきちんとしていかなる場合にも環境アセスメントを義務づけるべきであるというふうなことをお考えになってみてはいかがでしようか。

○国務大臣(山下徳夫君) 何せ一年間に産業廃棄物だけで三億トンから出ているという状況でございまして、ただこれはきつくり制約することだけで済み処理ができるかというとなかなか難しい問題だと思えます。したがって、この三十八クータル等につきましても、諸般の実情等を十分踏まえた上で、やはり適正な規模かなというふうには考えておるわけでございまして。

○竹村泰子君 その広さが適正かどうかというこ

とよりも、私が今言っているのは、それ以下のものは環境にそれほど気を使わなくてもいいという、そういう国の方針が見えるから言っているわけでありまして、これは大臣またお考えおきいたいただきたいと思っております。

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないということになっておられるので、特定施設も産業廃棄物処理施設でありますから、厚生大臣の整備計画の認定とは別に、前回の廃棄物処理法の改正で都道府県知事の許可を受けなければならないことになったはずでございますが、その際の許可要件に三十八クータル以下の廃棄物処分場についても周辺住民の意向を十分反映する環境アセスメントの実施を義務づけることは可能であり、そうすべきではないかと思っております。

大臣、もう一度いかがでしようか。

○国務大臣(山下徳夫君) 環境問題がこれだけ行政の上でも政治の上でも取り上げられているときにございまして、ごみ処理等につきましては念には念を入れて方策を講じながら前向きに検討していく必要があると思っております。御指摘の点も十分私も理解できますから、あらゆる面に配慮しながら進めていかなければならぬと思っております。

○竹村泰子君 産業廃棄物処理施設の設置につきましましては、前回の廃掃法の改正でせっかく都道府県知事の許可制になったのですから、従前の届け出制よりも周辺住民の不安の根底にある環境汚染の危険性が少なくなるように運用されなければならぬと思っております。そのために、自治体の指導要綱などにに基づいた事前協議、これは大変重要であると思っております。

厚生省としても、許可制にしたがために自治体、地域住民と特定施設を設置しようとする者との事前協議が妨げられることのないように考えていたいただきたいと思っておりますが、私の持っております資料によりますと、実際には自治体ごとの指導要綱に基づいてかなり厳しい事前協議がこれまで

はされてきた、しかし厚生省のある方のお話では、許可制にした場合は原則的には事前協議的なものは認めない方針だということをおっしゃる方があるんですけれども、どうですか、そのようなことは事実でしようか。それとも事実ではありませんか。

○政府委員(小林康彦君) 現在、産業廃棄物処理施設の設置届け出に際しまして相当数の都道府県について行われております事前協議制といえますものは、設置が届け出制であるという現在の法律を前提として当該都道府県の自主的判斷により行われているものでございますが、法改正、改正された廃棄物処理法が施行されました、施設の設定が届け出制から許可制へ移行した後にこれをどうするか、これも都道府県が自主的に判断することになる事柄というふうに考えております。

厚生省といたしましては、廃棄物処理法の趣旨に反しない限り、都道府県が改正廃棄物処理法の施行のために講じます方策につきましては、要綱を定めることも、事前に打ち合わせ等の規定を入れることもあるというふうに考えております。

○竹村泰子君 事前に打ち合わせ、事前協議が必要なこともあるというお返事ですね。そうしますと、さっきのこの私の持っております資料のように、原則的に事前協議的なものは認めない、そういうことは厚生省では考えておられないわけですね。

○政府委員(小林康彦君) 事前協議と云われますものが強制力を伴いません行政指導にとどまっております限りは、廃棄物処理法に違背するとは言いがたいわけでございます。厚生省としては、こうした状況のときは都道府県に対して特段の指導を行うことは考えていないことでございまして。

○竹村泰子君 ちょっとよくわからないのですが、今の部長のお答えによりますと、何か事前協議というものはしない方がいいように聞こえるんです。しない方がいいけれども、仕方がない場合は別に構わないよというふうな聞こえるんです。

れども、そういった事前の打ち合わせ、協議、しっかりした相談、下打ち合わせというものはあった方がいいのではないですか。何か妨げがあるのでしようか。

○政府委員(小林康彦君) 施設の許可の申請に当たりまして、事前協議が必須の条件というようには考えておりません。そのため、法律上もそうした規定を置いてないところでございます。しかし、円滑に法律を施行いたしますために手順等を決めましたりします要綱等を定めることは、それぞれの県の行政を円滑に進める上での判断でございます。それについて厚生省がとやかく言う必要はないという立場でございます。

○竹村泰子君 それでは、自治体が必要あると思つたときには別に妨げられないということよろしいですね。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法の趣旨に沿っております限り、妨げるものではございません。

○竹村泰子君 わかりました。
さつき安定型、管理型、遮断型の三つの規格があるというふうに御説明をいただきましたけれども、この安定型、管理型の最終処分場は、有害物質の地下水の浸透などによる環境汚染の被害が後を絶たないというふう聞いております。廃棄物の最終処分場の規格をもう一度見直して、安定型のような環境対策が不十分な最終処分場、これは廃止すべきではないかと私は思うんですけれども、どのような報告を受けておられますでしょうか。安定型、管理型の地下水などの浸透による汚染などの報告を厚生省はどのくらい受けておられますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 安定型の処分場について申し上げますと、平成元年十二月に昭和六十一年四月以降の事故事例について調査を行っておりますが、十二件の事例が挙げられております。その具体的な内容としては、汚水が河川に流入をした、あるいはBODの高い水が河川に流入をした、あるいは浸出水によりまして地下

水においを与えるような汚染を生じた、このような事例でございます。

○竹村泰子君 そのようなことが、さつきも御報告いただいたけれども、十二件報告があったわけですね。それは水質検査というか、流れ出てきたものはもちろん都道府県、自治体などで検査をされたのかなと思つておられますけれども、その成分とかはわかりませんか。

○政府委員(小林康彦君) 成分は、主としてBOD、有機物によりまして汚染をございまして、これらのケースにつきましては、沈殿槽の設置をございまして、水処理施設の設置をございまして、対応策を講じさせますとともに、廃棄物の搬入の管理の徹底を指示しているところでございまして。安定型処分場の構造あるいは維持管理の基準に起因するということよりは、持ち込まれました廃棄物の内容によるトラブルというふうにも私も考えております。搬入管理を徹底させるという管理体制の強化が必要な事例というふうには判断をしております。

○竹村泰子君 特定施設はモデル事業として廃棄物処理施設の模範的な施設でなければならぬわけですから、一群の施設に少なくとも素掘りの安定型処分場は含むべきではないかと思つておりますが、さつきお聞きするのを忘れまいかと思つても、安定型処分場というのは素掘りなんですよね。その上にゴム引きのシートをお敷きになるといふふうなことだと思つておられますけれども、このような不完全な形で処分場というのはモデル事業としてはふさわしくないのではないかと思つておられます。これは十二件とはいえこれかふてくる可能性もありませんから、こういった不十分な最終処分場をどうお考えになるんでしょうね。環境汚染につながるべくおそれがある、今のうちに廃止をなさるべきだと思つておられますか。

○政府委員(小林康彦君) 安定型処分場につきましても、その構造面あるいは管理の基準にあるのではなく、そうした基準に合わない行為が行われた、すなわち搬入をいたします廃棄物の管

理が十分でなかったと、こういう理由で生じておるものでございまして、処分場の維持管理体制を整備するという点が重要というふうには思つております。

全国的に産業廃棄物の処理施設が不足をしているといふ状況でございますので、安定型は決して環境に対してトラブルを生ずる施設ではない、その運用の仕方に関する問題があるという状況でございますので、適切な運用、維持管理を前提としたしまして、安定型を含めました最終処分場の整備を本法で言います特定施設の一部として整備していく必要性が強くございまして、それをこの特定施設から排除することは適切ではないというふうには判断をしております。

○竹村泰子君 即やめますというふうにはおっしゃらないと思つておりますが、さつきから同じことを繰り返してお答えいただいておりますが、管理を十分にすると、中身ではなくて管理体制を十分にすればこれは防げるのだというふうにおっしゃっていると思つておられますけれども、確かにそれはチェックを厳しくすればいいかもしれないけれども、じゃ建設廃材にアスベストがついていられるかどうかというのを、搬入されるときに管理をきちんとして一〇〇%を排除されるのでしょうか。もしそうだとすれば、これまでの十二件だって起こらなかつたわけですし、じゃこれまでの管理体制がルーズだったのかというふうにお聞きしなければならなくなつてしまふと思つておられます。

人間のやることですから完璧ということはないわけ、管理体制を十分にすれば全部防げるという、そういうお答えではちよつと私は納得しかねますね。少なくとも十二件、そういった被害がもう既に出てきています。ですから、例えば産業廃棄物の搬入に当たつて安定五品目以外の物質が紛れ込まないように分別を徹底させるために中間処理施設の併設を義務づける、必ず中間処理施設をしてそこで徹底分別をさせる、そういうことを考えるべきであると思つておられますか。

○政府委員(小林康彦君) 安定型処分場に搬入されます廃棄物のチェックは、その処分場の入り口、と同時に搬出されます場所、廃棄物が動き始める場所におきましてはつきり安定型に適したものとして運び出されることがもう一つの大きなポイントというふうには思つておられます。したがって、維持管理体制の徹底という内容には、最終処分場の管理をしていく段階及び排出者に対する指導も含めて行われるべきものというふうには考えております。

○政府委員(小林康彦君) 安定型処分場に搬入される廃棄物が搬入をされる体制ということになりますと、安定型の処分場そのものに今の選別施設を義務づける必要はないというふうには考えておりますが、事業者が廃棄物の選別のためにそうした施設を設置し的確な廃棄物の区分を行う体制を整備することは、大変歓迎すべき方向だというふうには考えておられます。

○竹村泰子君 ちよつとよくわからなかつたんですが、中間処理施設のようなものを設置する必要はないとおっしゃいましたね。入り口できちんと管理をすればということですか。しかし一般の業者が、民間の業者がそういった分別の処理施設をきちんつくことは歓迎するということ意味ですか。

○政府委員(小林康彦君) 安定型の処分場に選別施設を設置して安定型の処分場に持ち込まれた廃棄物を選別すると、法律上そういうことを義務づけるということとは適切でないというふうには考えておられます。

その前の段階で選別の施設を使いまして廃棄物を選別し、安定型に行く廃棄物は安定型へ、管理型に行く廃棄物は管理型へ、再生利用するものは再生利用すると、こういうふうなその前の段階で流れを幾つかに分けるといふことは、これからの廃棄物処理の行政にとりまして極めて有意義な方向というふうには考えているところであります。

○竹村泰子君 それはそのとおりなんです、国

がそういうことを、分別を徹底させる中間処理施設のようなものを義務づける必要はないということですね。

○政府委員(小林康彦君) それぞれの最終処分場で受け入れる廃棄物の種類、性状というものは定めておきますので、それに適するよう状態を保持し込むというのが法律上の規定でございます。安定期の処分場にそうした設備を義務づけることは適当でないというふうに考え、お答えをしておる次第でございます。

○竹村泰子君 分別を徹底させることがいかに難しいかということ、これは厚生省が一番よく御存じなんじゃないですか、これまでの経過から。それを完璧にできるから、そうすれば必要はない、しかも法律上適切ではない、そういう答えは私にはちょっとよくわからないですね。そういう分別を徹底させるために必要であれば、しかも周辺の環境を、あるいは住民に不安を与えない、不信を与えない、そのためにはきちんとした分別をして、そして処分場に運び込まれるようにするべきである。それを国が指導して、基本指針にもそういうふうにお決めになるということがなぜそんなに難しいのかと思うんですが、予算上のことですか。

○政府委員(小林康彦君) 管理型の最終処分場に行くべき廃棄物と安定期の処分場に行くべき廃棄物が混合している状態でございますと、これは管理型で処分するべきものでございます。こうしたような状況を考えますと、事前に選別施設を設けて分けて、まぎって行けば管理型に行くべきものが、安定期に行けるものが出てき、あるいは再生利用の促進に役立つ、こういう効果もございまして、選別施設そのものの効果あるは私どもも今後大いに進めていかなくてはならない、こういうふうにご考えておるところでございます。

○竹村泰子君 特定施設の最終処分場もいずれば埋め立ての残余容量がなくなつて最終処分場としての寿命が来るわけでありませうけれども、その後跡地管理についても特定施設としては模範的なものでなければならぬというふうに思っています。そんな意味でも、今の分別を徹底させて捨てておかなければ、やがて後の世代、子供たちや孫たちの世代になっていろいろのものがしみ出してくるというふうなことでは大変に困ると思っております。特に土壌汚染、環境基準等の土地汚染対策、それから環境庁において検討中と伝えられます土壌汚染防止法案、これとの整合性を十分確保すべきであると思っておりますけれども、基本指針にはこの趣旨を記載なさいますでしょうか、どうでしょうか。

それと、環境庁で検討中、五月八日の朝刊に出ておりましたけれども、土壌汚染防止法案、環境庁からこの御説明もいただければと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘の土壌汚染防止法案につきましては、これからの問題かと思っております。現在のところ私もその内容を承知しております。現在のおきましても、基本指針の整備に際し配慮すべき重要事項、あるいは変更しようにするときはあらかじめ環境庁長官に協議をすることにしておりまして、両者の関連、連携はとれる形態になっておるところでございます。

特定施設につきましても、廃棄物処理法の規制は当然でございますが、このほか各種公害関係の規制が適用されることになっておりまして、特定施設の整備に当たりまして、生活環境の保全に万全を期すべきことは、先生の御指摘のとおりと私ども考えておるところでございます。

○説明員(細田敏昭君) 御説明申し上げます。土壌汚染対策にしまして、まず農用地の土壌につきましても、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づきまして制度的な取り組みを行ってきまして、農用地以外、市街地等の土壌につきましても、近年の産業活動の活発化に伴いまして新たな化学物質による環境汚染の懸念、あるいは急増する廃棄物の処理問題に関連しまして、土壌汚染に対する関心が高まっておりますところでございますし、また、市街地の再

開発等に伴って、過去に蓄積した有害物質を含む土壌の存在が明らかになるといった場合が見られるわけでございます。

○竹村泰子君 新聞にはかなり詳しく法案の大筋が出ていますけれども、まだそこまですべていらないというところですか。いつごろ出される見込みとか、そういうことも全然決まっていらないんですか。

○説明員(細田敏昭君) いままでどのような結論を出すかについて、期限を区切って検討を開始しているわけではございません。取りまとめ可能なものが検討の過程で得られれば、その段階で取りまとめをしまして、所要の施策に反映できるよう努力をまいりたいというふうに考えている段階でございます。

○竹村泰子君 この土壌汚染防止法というのが、

法案が提出されても、もしもということでも仮定で申し上げて申しわけないんですけども、きちんと国会を通したときには、この基本指針はやはり厚生省もこの土壌汚染防止法に沿ったものというふうにお変えになる気持ちはおありですか。

○政府委員(小林康彦君) 公害関係の規制、現在でも大気汚染防止法等ございまして、それに該当いたします施設につきましては、それらの規制に従うのは当然のこととしております。

○竹村泰子君 先ほどのアセスメント法案にしましても、今度の土壌汚染防止法案にいたしましても、私たちの環境、そして将来の未来世代といいますが、そういう長いスパンで見た場合に非常に重要なことは法案になるというふうに思っています。環境庁、頑張ってくださいたいと思っておりますけれども、そういう希望を申し上げておきます。

地域住民の産業廃棄物処理施設に対する不安は、最終処分場だけではなくて中間処理施設についても随分あるようですね。特に焼却施設やアスベストの処理施設については、大気汚染の問題や健康被害の問題がございまして、産業廃棄物処理事業振興財団が債務保証してつくられた特定施設が、もし公害をまき散らして地域住民に甚大な被害を及ぼし、膨大な損害、賠償責任を負ったときには、産業廃棄物処理事業振興財団の責任はどうなるのでしょうか。きちんと対応できるように仕組みになっていないのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理施設、中間処理施設も含めながら、住民の理解を得ながら適切な施設整備を図り、信頼性の高い施設にしていくということは重要であるというふうに考えております。そうした観点から、この制度のもとで支援策を講じておるところでございますが、ぎりぎりの責任の所在ということになりますと、それは

施設を設置し運営をしていく人の問題というふう
に考えております。いわばそうした者の責任が全
うされるよう支援のための整備を図るといのが
この法律の目的、意図というふうを考えておる
ところでございます。

○竹村泰子君 支援のためには法律をつくってき
ちんと整備するけれども、もしも何か損害や賠償
責任を負ったときには国は知らないということ
ですか。

○政府委員(小林康彦君) 現在の改正廃棄物処理
法によりまして、そうした環境を配慮しての規
制を強化しておるところでございます。適切な
計画、適切な整備、運営を行いますれば環境上支
障を生ずることはないというふうを考えておる
ところでございますが、振興財団等の事業の運営、
例えば債務保証につきましては審査等に当たりま
しても、環境に対する問題を十分配慮しながら審
査をし事業の運営を行っていくべきものという
ふうを考えております。

しかしながら、法律上の責任というふうな事柄
になりますと、これは融資をしあるいは融資を保
証した人というよりは、その施設を設置をし運営
しておる者が負うべきのが一般のルールでござ
いますし、その責任体制を中途半端にすることは不
適切なものというふうに考えております。

○竹村泰子君 そういふことがないようにもちろ
ん願いたいですが、しかし一〇〇%大丈夫
という保証はないわけでして、環境が汚染され
からでは遅いのですから、やはりきちんと対応し
ていただきたいです。

しかし、もしもそのようなことがあった場合に
は、振興財団がきちんと対応できるように、それ
を受けて立てるようになっていくのかということ
が非常にこの法案からは読み取れない、わから
ないですね。それでお聞きしているわけですが
ども、局長のお答えは、とにかくそういうこと
起こらないように、起こらないはずだということ
とありますし、そのときの責任はその事業者が
当然とるべきでありますというところで、国の責任

というのはほとんどおとりにならないような雰
気ですね、感じですか。そういうふうにとれる
んですけれども、いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 今回の法律で予定を
して支援策は、そこまでの責任を分担をしよ
うというもので、そういう制度ではございませ
ん。現在のそれぞれの責任分担のもとで廃棄物
処理施設、管理をする人の円滑な事業が、ある
はより適切な施設整備が促進されるための支
援策を講じているというのが法律の性格でござ
います。

○竹村泰子君 わかりました。
それでは、不法投棄の環境被害の防止という
ことでお尋ねをしたいと思いますけれども、不法
投棄の原状回復については、前回の廃棄物処理
法の改正の際に、参議院の修正によりまして、
廃棄物の不法に処分された場合における速やか
な原状回復のための方策について、速やかに
検討を加えるものとする。と、附則第二条が
つけ加えられました。また、その際の厚生委員
会の附帯決議の十番ですけれども、「廃棄物が
不法に処分された場合における速やかかつ迅速
な原状回復のための方策について検討する場
合には、行政措置、民事上の賠償責任、費用
負担等のあり方について幅広い見地から総合
的に検討を行うこと。と、これは九一年十月
一日、附帯決議をつけ

て要望したところであります。
さらに、今回のこの法律案の衆議院の厚生委員
会の附帯決議においても、また重ねて「改正
廃棄物処理法附則第二条の規定を踏まえ、不
法投棄に係る原状回復措置、汚染修復措置の
ための方策を速やかに実施できるように検討を
進めよう。と、いうふうになっております。
九一年十月から七カ月たちましたけれども、
政府の検討状況、重ねてのこういふ要望につ
いてどういふふうになっておりますでしょうか、
御報告をいただきたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) ただいまお話の
ございました改正廃棄物処理法の附則のほか、
昨年十月

の廃棄物処理法の改正におきまして措置命令の
要件の緩和あるいは罰則の強化等不法投棄
対策の強化が図られているところでござい
ます。現在、改正廃棄物処理法の政省令の
制定作業を進めておるところでございますが、その中
におきまして、不法投棄対策につきましては未
然防止が第一であるとの観点から、排出事
業者が産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の
処理を委託する場合は、委託基準の強化な
どの適正処理確保のための方策について
検討を行っているところでございます。

附則第二条に、あるいは附帯決議に直接
関連をいたします検討をいたしました。平成
四年度の予算におきまして、汚染の修復
のための技術開発を行います研究費補助
金として一千万円を計上しているところで
ございますが、これらの技術的研究のほか、
不法投棄をされた廃棄物の原状回復のため
の行政措置、民事上の賠償責任、費用負
担等のあり方につきまして、今後諸外国
の例を参考にしながら幅広い見地から
総合的な検討を進めてまいることとして
おるところでございます。

○竹村泰子君 この附則には「速やかに」とい
うふうな言葉が入っているんですね。そ
して「迅速な原状回復」という言葉も入
っておりますけれども、全国のおちこち
で産業廃棄物の大量な不法投棄が野
積みになって環境汚染を起している例
が、もう十指に余る数で報告をされて
いることは、厚生省は一番よく御存じ
であると思っております。そういうこと
をどう御存じであるのか。七カ月たっ
てまだ何の方策もできてないという
か、いろいろ検討はしておられる
ようですが、具体的な行動に何一つ
移っていないというのを非常に私
たちは不満に思っています。

不法投棄による環境被害を防止するためには、
不法投棄された廃棄物が直ちに回収され
て原状回復される必要があると思
うんですが、そのための費用負担は汚
染原因者の特定を待たずしては手お
くれとなるのではないのでしょうか。
だからこそ私たちが何回も何回も繰
り返してこうやっ

て適切かつ迅速な原状回復のための方
策を速やかにというふうな要望を
してきたところであり、私たちが
それぞれの議員の地元からも強い
要望が出ているところであります。

ですから、財源が問題なんだろうと思
うんですが、財源として例えば原状
回復のための基金のようなものを
設立してその運用益で一たん立
てかえて、汚染原因者を特定した
後、求償権を行使して、いわゆる
PPP、製造物責任というふうな
こととをやらせる。そういう方法
でもとらな、なかなか事業者の、
汚染者の特定と、そしてその責
任を追及していただけない、いつ
までかかるかわからないと思
いますけれども、その辺はいかが
ですか。

○政府委員(小林康彦君) 原状回復
のための方策につきまして早い時期
に具体策を固めることの必要性は、
先生御指摘のとおりでございます。
お話のございました基金を造成し、
それによりまず原状回復をしとい
う方策、一つの有効な方策という
ふうには考えておりますが、その
ためにはそれがどういふ額を基金
に拠出するか、制度として御提案
をいたします。また、これは解決
しておく課題がたくさんございま
すので、それらにつきまして現在
検討を進めさせていただいてお
るという段階でございます。

○竹村泰子君 大臣、これひとつ
思い切った御英断をさせていただいて、
国が一度は除去する、財源大変だ
けれども一応一度は立てかえて除
去する、後でその費用はきちんと
汚染原因者が回復、あるいは自
治体とかの協力を得て求償をし
ていく、そういう方法を考えるとい
うふうな思い切った行動をとって
いただかないと、これは大変なこ
とになっていくんじゃないですか。

こういふ不法投棄などが、絶対
にないようにするという部長のさ
つきからのお言葉ですけれども、
それは全国に目を張らせて見張
り番を立てておくわけにもいき
ませんから、不心得な人たちが
いてこういふことが起きない
とも限らない。そういうこと
に対して国がよしと立ち上
がって、

としては整理が終わった後でないとし上げかねるわけですが、今回の改正廃棄物処理法の施行ではこれらを対象にいたしまして現在検討しておりますのでございます。

○竹村泰子君 その十種類教えていただけますか。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物のうちで水銀等を一定の基準以上の状態で含んでおるものをごいまして、その成分といたしまして水銀、二番目がカドミウムまたはその化合物、三番目が鉛またはその化合物、四番目が有機燐化合物、五番目が六価クロム化合物、六番目が砒素またはその化合物、七番目がシアン化合物、八番目がPCB、九番目がトリクロロエチレン、十番目がテトラクロロエチレン、以上の十種類でございます。

○竹村泰子君 わかりました。

市民の不信感を軽減するためには、施行後マニフェスト制度が確実に実行されているかどうか厳密にチェックをして、その実施状況を公表して、説得材料にこれを使うことができ得るようにならなければいけないと思うのですけれども、マニフェスト制度の実施状況をどのようにチェックされるおつもりですか。

○政府委員(小林康彦君) 特別管理産業廃棄物のマニフェストの実施状況は、マニフェストの交付を行います排出事業者が、このマニフェストに關します報告書を作成いたしまして、これを都道府県知事に提出することとされております。この報告書等によりまして必要なチェックが行われることとなるわけでございます。行政指導によりましてマニフェストの普及、定着の状況は、必要に応じて事業者や処理業者から情報の提供を受けることなどによりまして行政が把握し、その運用なり今後の方策を検討することになると考えておるところでございます。

○竹村泰子君 さきの廃棄物処理法改正のときに議決されましたこの委員会としての附帯決議の第四項は、マニフェスト伝票については、「知事への報告書の様式及び事業者の保存期間などについて、実効性を高めるための措置を講ずること」を

政府に求めています。これは、今私が述べましたマニフェスト制度に対する行政チェックの手段としても重要な点だと思えますけれども、これらの点についてどんな準備を進めておられますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 改正廃棄物処理法に規定されますマニフェストに関する必要事項は厚生省令で定めるといふこととしておりまして、現在、お話のございました都道府県知事へ報告をすべき期限、事業者の保存期間、記載事項等について検討を行っておるところでございます。その検討を急ぎまして、できるだけ速やかに成案を得、省令にしたいというふうにご考えております。

○竹村泰子君 検討していらっしゃるのとはわかっておられますかと聞いています。

○政府委員(小林康彦君) チェックの手段といたしましては、先ほどお答えをいたしました、排出事業者からマニフェストに関する報告書を都道府県知事に提出させる、こういうことになっておりますので、定期的にはそれをベースにいたしましてチェックをし、必要がありましたらさらに詳細な報告を排出事業者から求める、あるいは環境衛生指導員が立入検査をいたしまして状況を把握する、こうした手段を用意しておりますので、これらの方法を通じてマニフェストの適切な運用が図られるよう今後努めてまいりたいと思っております。

○竹村泰子君 保存期間はどうか。

○政府委員(小林康彦君) 現在、何年という具体的な数字で申し上げられる状況ではございませんが、適切な保存期間、その必要性及び保存に要します事務量あるいは保存期間の効果等も考えながら、年数の検討を進めておるところでございます。

○竹村泰子君 七月はもうすぐなんですけれども、間に合いますか。何か余り具体的に準備ができていないように聞こえるんですけれども、どうですか。

○政府委員(小林康彦君) 七月までには十分間に

合わせなければなりませんので、その日程で準備をしておるところでございます。都道府県を初め関係者の意見等も現在調整中という段階でございますので、具体的な年数を申し上げられない、こういう状況でございますが、検討の準備といたしましては十分スケジュールに合うようなテンポでやっておりますのでございます。

○竹村泰子君 とらで、この法案の対象となる特定施設に持ち込まれる産業廃棄物に關しては、モデル施設にふさわしく、周辺の人々に安心してもらえるように、業性のはっきりした廃棄物に限定すべきではないでしょうか。すなわち特定施設に持ち込める産業廃棄物にはすべてマニフェスト制度を適用すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 特定施設の運営、管理に当たりまして、十分その廃棄物の流れに留意し、情報把握できるような形で運営をしていく必要があるわけでございますが、法律の上でマニフェストを規定するかどうかということはまた別の問題があるというふうには私どもは考えております。マニフェストの制度そのものは、産業廃棄物の処理の委託を行います排出事業者が委託後の廃棄物の流れを把握いたしますとともに、処理業者に産業廃棄物の性状等に関する情報を正確に伝達することを目的とする制度というふうに考えております。

この目的に照らしまして、改正廃棄物処理法におきましては、廃棄物処理に要します事務的な負担が過大なものとならずに合理的な範囲にとどめる必要があると考えておりますこと、諸外国におきまして、マニフェストシステムの適用が有害廃棄物の処理に限られていることなどから、産業廃棄物のうち、人の健康または生活環境にかかわります被害を生ずるおそれがある特別管理産業廃棄物についてのみマニフェストの使用を義務づけることとしたところでございます。

したがって、特定施設に持ち込まれるすべての産業廃棄物につきまして法律上マニフェストの使

用を義務づけることは困難でございますが、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物についても、従来から行っております行政指導によりましてマニフェストの引き続きの普及促進に努め、制度全体にも持ち込んでの適用という、そういう手順を考えておるところでございます。

○竹村泰子君 特定施設に持ち込める産業廃棄物にすべてマニフェストをつけるということが無理だ、できないということだと思っておりますけれども、それはどうしてなんですか。排出をするときにはどこへ捨てられるかわからない、つまり分別がわからないからなんですか。

○政府委員(小林康彦君) マニフェストの目的、性格が排出事業者から始まりましてその廃棄物がどこに流れていくか、この流れをきっちり管理することというのが一つの目的でございます。この流れが、今回法律で言います特定施設だけに向かうものではございませんで、排出事業者から出ます廃棄物は特定施設に行くものもございまして、それ以外の処理業者の施設に行く場合も十分予想されるわけでございます。そうしますと、制度として義務づけるという点と、全般に対する流れの管理、こういう観点で整理をする必要がございまして、流れのうちの一つの流れだけフォローするために現在規定しておりますマニフェストを適用するということは適切でないものでございますので、順序といたしまして、全体的な制度の検討が先行すべきものというふうに考えているところでございます。

○竹村泰子君 そうですか。マニフェストがついていても別に邪魔ではない。つけてあつて違うところに行つたとしても別に邪魔ではない。特定のものに關してはきちんと出どころがわかるということは大変なこと、素人考えかもしれませんが、どこへ流れていくかわからないから特定のものについてだけマニフェストをつけるわけにはいかないうのはちよつと私、納得できない

ですが、もう少し説明していただけますか。

○政府委員(小林康彦君) 特定施設に搬入されま
す産業廃棄物がどこで発生をし、どういった性状、
どういった量のものであるか、こういう情報を管理
し、把握することは大切な事柄というふうに思っ
ております。ただ、その把握のための手段として
改正産業廃棄物処理法で規定をいたしましたマニフ
ェストを義務的に適用するのは適切でない、こうい
うお答えを申し上げているわけでございます。

マニフェストを義務的に設定いたしますと、そ
の排出事業者から起こりました伝票のすべてが管
理できる体制ということがマニフェストの目的で
ございますので、その行き先全体が法律上もマニ
フェストによって管理ができる体制を整える必要
がある、さもなくば、一部のものは義務的で一
部は途中で義務が免除される、あるいは整合性の
ないというような形が制度といたしまして整合性の
あるものでございませんで、マニフェスト適用
廃棄物以外は義務的なマニフェストという制度で
なく、情報がつちり把握できる、指導によりま
すマニフェストでございませつか、そういうこと
によりまして流れを押さえていきたい、こういう
ふうに考えているところでございます。

○竹村泰子君 どうもよくわからない。
そのために特定のもの、きちんと適用する品
目をお決りになるんだけれども、しかし、特定施
設に持ち込まれる産業廃棄物、これはもうさつき
から何回も言っているようにモデル処理施設です
から、このモデル処理施設に持ち込まれるものは
少なくともマニフェストがついていてもいいので
はないかというふうに思います。今部長のお話
によりまして、これは確かにガラスとかプラスチック
とかゴムくずとか、そういうものが一々マニ
フェストをつけて捨てられるとすれば、これは大
変なことになるといふふうな、そういう面倒なこ
とも出てくるのかもしれないと思っております。こ
れはやはりできるだけ、マニフェスト制度を余り邪
魔者扱いしないでいただいてもいいのでは

ないかなと、私はしつこく思いますけれども
いかがでしょうか。何かお答えありますか。

○政府委員(小林康彦君) 先生のマニフェストと
言われます趣旨が、法律に基づきます義務的なマ
ニフェストに行政指導によりマニフェストを
含んでおる広い意味のマニフェストということ
でございます。お話しのとおりでございます。
私が今まで少しと申し上げておりました
のは、法律に基づく義務的な制度としてこの特定
施設のみ対象物を広げるということは制度の整合
性の上からいって適切でない、こういうことを申
し上げておるわけでございます。指導ベースの
マニフェスト、情報管理という点につきましては、
特定施設の性格からいたしまして十分徹底するよ
うな形で今後指導をしていきたいというふうに考
えております。

○竹村泰子君 わかりました。それを言っていた
んです。
それでは、次に参ります。

実態の把握ですけれども、廃棄物行政に対する
不信感、これはもう政府も自治体も廃棄物の排出
移動、処理、再生などの状況を厳密に把握できて
いないところにも原因していると思うんです。
いかがでしょうか、これに對して。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の排出処理の実
態につきまして、従来、それに要します費用ある
いは人手等の観点から、産業廃棄物の排出及び処
理の状況につきまして五年に一回調査をするとい
う体制をとってきたわけでございますが、昨年の
改正産業廃棄物処理法で、新たに国の責務といたしま
して、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用
を図ることが規定され、審議の過程におきまして
も情報の把握の重要性ということが指摘されてき
たところでございます。

このため厚生省といたしましては、今後産業廃
棄物についての実態の把握を強化することとして
おりまして、これによりまして継続的に情報の取
集、整理及び提供を含めての活用を図ることを予
定しておるところでございます。

平成四年度の予算におきまして、産業廃棄物の
種類別、排出業種別の排出状況、処理の状況、広域
移動の状況等を把握いたしますため、産業廃棄物
排出処理状況調査費一千二百六十二万円を計上さ
せていただいております。先生御指摘の方向で
実態の把握、情報の整理に今後一層努めていき
たいというふうに考えております。

○竹村泰子君 廃棄物に関する実態調査や、これ
は今おっしゃいましたけれども、統計のあり方
さきの産業廃棄物処理法改正に際してもこの委員会
問題にされまして、附帯決議の第一項は、政府に
「廃棄物に関する統計を整備し、国民の使い捨て
意識の変革などの啓発を行うこと。」というのが
ついてるわけですが、五年に一度とい
うの実態調査、これを改善するために統計のあり
方についてもどのような検討ないし努力をされた
でしょうか。

○政府委員(小林康彦君) まず、五年に一回とい
う間隔が現在の時代の流れからいまして非常に
あり過ぎるという状況になってきております。
で、毎年調査を実施する、これをベースに今後の
実態把握を考えていきたいというふうに思ってお
るところでございます。

内容的には、種類別、それから排出します者の
業種別、広域移動の状況等、そうした状況的確
に把握できるような調査項目を組みまして、極力
その集計にも迅速に当たるような体制を組みたい
というふうに考えております。

○竹村泰子君 もちろんそのための予算措置もお
とりになりますね。
○政府委員(小林康彦君) 平成四年度におきまし
て千二百六十二万四千円をこのための予算として
計上しておりますので、今後とも予算措置を確保
しながら統計整備について努めてまいりたいと考
えております。

○竹村泰子君 政府としてこの統計を国の指定統
計または総務庁による承認統計として、いわば格
上げをして毎年度実施するようにすべきだと、私
はそう思うんですが、そのように改善する

ためには何が障害なのでしょう、具体的に教え
ていただけますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の実態を中心
にいたしまして統計整備につきまして、お話しござ
います統計報告調整法に基づく調査にするかどう
か、そうした制度面でのあり方も含めまして検討
いたし、最も適切な形で今後の調査方法を決めて
いきたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 私が今お聞きしましたのは、国の
指定統計とか承認統計とか、そういう形にして毎
年度実施するようにするために、もしそうすると
すれば何が障害となるんでしょうかということ
をお聞きしているんです。

○政府委員(小林康彦君) 承認統計あるいは指定
統計にはそれぞれの要件等もございませつか、そ
うした要件にかなう調査であるかどうか、直接そ
れらの統計を所管しておりますところとも十分協
議しながら最も適切な方法を採用していきたいと
考えております。

○竹村泰子君 最も適切な方法を考えていきたい
というふうにおっしゃいますけれども、今五年に
一度という実態調査では不足だし、統計のあり方
も今のままでいいとは思っていらっしやらないと
思っています。そのように改善をしていくために検
討していきますというお答えですけれども、何が
今までそうすればこれでもいいとされていたん
でしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 今まで五年に一回とい
いますのは、必ずしもそれで一〇〇%満足という
ふうに私ども担当として思っておったわけでは
ございませつか、精密な調査をいたすには都道
府県を初め、各方面の人手を煩わす必要がござ
いますし、そのための予算措置を講ずる必要もあ
るということから、従来五年に一回精密に調査を
するというところで来たわけでございます。

昨今の状況からいいますと、その間隔は余りに
も長いという状況になっておりますので、今後原
則として毎年度状況が把握できる体制を整えるべ
きである、こういう方針を立てまして予算も計上

いたし、今後具体的な調査のあり方も固めながら、本年度からより定期的に密度の高い調査を実施するよう検討していくこととしている。そういう状況に立っているという段階でございます。

○竹村泰子君 それではもう余り時間がなくなりましたので、私も私どもは昨年の十月一日にこの参議院の厚生委員会が廃掃法の一部改正に対して附帯決議をおつけしていることはさつきから言っております。

今統計のことをお聞きいたしました。二番目に、「事業活動に伴う廃棄物の処理費用については、事業者が適正に負担するよう指導すること」というふうな附帯決議をおつけしておりますが、これについてはどう指導の方法を考えておられますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理に当たりまして、適切な費用を負担いたしますことは適正な処理の上で極めて重要な案件でございますので、今後排出事業者がその処理に要する費用を負担しながら適正処理のための責任を果たすように指導を徹底する予定でございます。

ただ、個々の処理料金のような点につきましては、いろいろの問題がございますので、なかなか個々の料金にまで立ち至るの指導は困難と考えておりますけれども、物の考え方、基本的な方向といたしまして、事業者が適切に負担するような指導の強化を今後考えていきたいというふうに思っております。

○竹村泰子君 次の三番目ですが、これはとても大事なことだと思いますが、「一般廃棄物については、分別収集、減量化、再生利用対策の推進を含めた適正な処理が行われるよう市町村の体制整備に努めること」ということを言っているんですけれども、このことについては何か新しい体制整備への努力があったでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) まず、改正処理法のもとで市町村が一般廃棄物処理計画を策定することになっておりますので、その策定に当たりましてお話のような観点を織り込むよう規定あるいは指

導する方向で準備をしておるところでございます。

また、平成四年度につきまして都道府県及び市町村が廃棄物の減量化のために行います施策に對しまして新たな補助制度も設け、再生利用を中心といたします施設整備ということでもサイクルセンターの施設整備を新しい補助対象として取り上げるなど、平成四年度の子算の中で措置したのもある状況でございます。

○竹村泰子君 私たちの身の回りを見ても、分別収集、減量化というのはなかなか難しい、徹底してないですね。時々ごみ箱を通りがかりにちらつと眺めても、雑多にもいろいろなものが一緒くたに入っている。そして、あの廃掃法のときにもこの委員会でも随分問題になったと思えますけれども、いまだにきちんとそれに対して行政が缶を捨てるものあるいは瓶を捨てるもの、紙くずを捨てるものというふうな並べ方をしないんですね。

あれから七カ月たちましたけれども、なかなかそういうふうには徹底した、時たま地方へ行きますと、ああこの町はすごいな、徹底しているなと思うようなところもありませんけれども、東京なんかはまだまだ全然分別収集が徹底してない。一つしかごみ箱がなかったら何でも捨てるのは当たり前なんです。物すごく単純なことなんです。ごみを持ってあるいは缶を持って、これはアルミ缶だからきちんとリサイクルのところへ捨てるたいなと思つて持ち歩いてもなかなか捨てるところがなく、結局袋に入れてうちへ帰ってくるみたいな、そういうことはもうしょっちゅうありますね。

もう少しその辺の指導を徹底していただきたいと思つて、自治体の自覚ももちろんですけれども、罰金を取るなどということではできないけれども、何かもっと国民の意識を高めるような方法を徹底して考えていただきたいなと、もちろん国民の側の努力が第一だとは思いますが、

それから、四番目のマニフェストについてはさつき大分お聞きいたしましたけれども、五番目の「廃棄物処理センターについては、公共性・公平

性を確保するとともに、業務が適正に実施されるよう、指導監督及び必要な支援について十分配慮すること」と、これについてはいかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理センターにつきましては、地方公共団体の関与の度合いをいしやくいたしましてセンターを指定することとしております。指定そのものは改正法が施行になりましてからでございますからこれからでございますが、センターの公平性、公共性が確保できる

よう、そうした観点に留意しながら、センターの指定希望者及びセンターに關係の深い地方公共団体等に対しまして指導を徹底したいというふう

に考えておるところでございます。

○竹村泰子君 次の「最終処分場を確保するとともに、跡地管理が適正に実施されるよう十分配慮すること」と、これは大分今聞いてまいりましたから、その次の「市町村の廃棄物処理施設の整備を推進するため、必要となる財源の確保に努めること」と、これはいかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理施設の整備に当たりまして、予算を上回る市町村の要望があるという状況がございますので、平成四年度予算で他省庁計上も含めまして、対前年度比一四・二%増の合計一千六億を施設整備の補助として計上したところでございます。今後とも、処理施設整備のための補助金の確保につきまして、厚生省として努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○竹村泰子君 次の「バーゼル条約に加入できるよう国内法制の整備を急ぐとともに、特別管理廃棄物の指定をできるだけ拡大すること」と、これはいかがですか。

○政府委員(小林康彦君) バーゼル条約に加入するための国内法の整備につきましては、厚生省のほか通産省、環境庁、これら三省庁が共同して取り組んでおるところでございます。できるだけ速やかに国内法制の整備を実現したいというふう

に考えております。

特別管理産業廃棄物につきましては、改正法の施行にあわせまして、当面、先ほどお尋ねがございましたお答えのとおり、有害物、感染性の廃棄物、飛散性アスベストを指定する方向で現在細部の詰めを行つておるところでございます。

また、バーゼル対象となつておりますものにつきましては、これらよりも範囲が広いわけでございますが、年次計画を策定いたしましたして、調査を行つた上で対処方針を決めたいということ、調査に取りかかるといふこととしておるところでございます。

○説明員(木下正明君) バーゼル条約についてお答えいたします。

バーゼル条約が対象としております有害廃棄物の国境を越える移動に伴う環境汚染問題は六月の地球サミットでも取り上げられる重要な問題でございます。このため、環境庁といたしまして、この条約の重要性を十分認識しておるところでございます。今後とも関係省庁との調整を一層進め、できるだけ国内法の整備が進められるよう努力してまいりたいと思つております。

○竹村泰子君 今それをお聞きしようと思つていたんですけれども、この六月のサミットではこのことをかなり厳しく追及されますよね、きつと指摘されますよね。だから、このバーゼル条約は、今国会中にとりかかるとか来年の三月にはと

か、いろいろなことを国会の中で聞いておりましたけれども、結局まだ国内法の整備その他のことでは実現をしていない。非常に残念に思いますが、できるだけ早い機会に、私たちがそのための努力を惜しみませんので、締結をしたいというふうに思

理事業における爆発火災防止対策の徹底について
通知をいたしまして、さらに労働安全衛生の確保
につきましての指導の徹底を期して来たところで
ございます。

○竹村泰子君 いろいろお聞きしてきましたけれど、
私も、私どもがつけました附帯決議については、
半分ぐらいいかまだまだ実現を見ていない、検討
しているところでありまして、そういうお答え
が多かつたということをとても残念に思うわけ
です。

七カ月といえは長いようであるいは短いのかも
しれないけれども、しかし七月から施行されるわ
けですから、これらのこともきちんと国会の中で
審議されて議決されたことですから、前向きに急
いで迅速に対策を講じていただきたいと強く要望
して、私の質問を終わります。

○委員長(田淵勲二君) 本案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたしま
す。

正午休憩

午後一時六分開会

○委員長(田淵勲二君) ただいまから厚生委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業廃棄物の処理に係る特
定施設の整備の促進に関する法律案を議題とし、
質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高桑栄松君 それでは、質問させていただきます
。

同僚委員の先生からの御質問と大分ダブるとこ
ろがあるかと思いますが、今チェックするわけに
もなかなかいきませんので、その辺をひとつお含
みの上御答弁いただければ幸いです。

最初に、この施設整備法と、それから昨年改正
されました廃棄物処理法との関係について質問を
したいと思います。

廃棄物対策というのは、大気汚染であるとか水

質汚濁のような直接健康にかかりのあるもので
はないということから置き去りにされてきたよう
な感じがなきにしもあらずであると思われるわけ
です。しかし、今や深刻な問題になってきておりま
す。いわゆる公害問題の終着駅かというふうにも
言われているわけでありまして、これをまたグ
ローバルに見ましても、量的に非常に処理困難な
課題であるということでもクローズアップされてい
るように私には思われます。そして、産廃は廃棄
物の大半を占めているわけでございますが、昨年
秋の処理法を受けまして、公共関係による施設整
備の促進のための制度的な枠組みの確立を図るこ
とが今回の整備法であると思いますが、これはし
かし去年、ことし始まったわけじゃなくて、もう
数年來課題としては挙がってきておったわけでござ
います。したがって、もう十年おくれられているん
じゃないかというようなことを言う方もおられる
わけでありまして。

そこで、昨年の改正法を受けまして、本来一緒
に出すこれで表裏一緒というか、一本でいい
わけですが、どうして一年、一年とまではいきま
せんが、要するに一年年度をおくられて出されたの
か。このおくれた理由と申しますか、そういった
ことについての御見解を大臣に伺いたいと思いま
す。

○國務大臣(山下徳夫君) 率直に申し上げまして、
先生の御指摘、全く私もこれは違うというこ
とは決して申し上げません。おっしゃる点は十分
わかります。ただ、前回の廃棄物処理法案の改正
につきましては、どちらかと申し上げますと廃
棄物の処理に対する規制の面を非常に多く取り上
げております。そこで、これを補うために今回の
法案となつておるわけでございますけれども、今
回の法案は適切な施設の整備を国も応援してい
うという、この前の規制に対して今度は助成とい
う面を強く取り上げてまいります。そこで、規制
と助成の両面からより全きものにしてこれから対
応していこう、こういうことでございますから、
御了解をいただきたいと思います。

○高桑栄松君 そういうことで、これから助成関
係が出てくるということ、整備なんですよから
そういうことかと思います。

次に、「産業廃棄物の排出量が増加する」とも
に「というように法律の目的にうたわれており
ますが、増加していることは認識されているわけ
で、その増加率も非常に急激であるということ
でございます。その実態について承りたいと思いま
すけれども、私の前の質問者の先生から残余容量
のお話が出ましたが、キャパシティの残余容量
というふうなことを含めて実態について承りたい
と思います。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の排出の状
況でございますが、我が国の経済規模の拡大や産
業構造の変化などを背景といたしまして、産業廃
棄物の排出量が増大をしております。昭和六十
年度に約三億一千万トン排出されておりました。昭
和五十年年度に二億三千六百四十八万トンでござ
いますので、十年間で三二%の伸び、こういう状況
でございます。

三億一千万トンの処理の状況につきましては、
このうち一億三千万トンが再生利用されておいま
して、約九千万トンが中間処理により減量の対象
となっております。これらの再生処理を経まして
最終的に埋立処分をされております量は、排出量
の約三割に当たります九千万トンでございます。
今後、産業廃棄物の排出がどうなるかということ
で幾つかの前提を置き予測しておりますが、西暦
二〇〇〇年に約五億トン排出されるのではない
か、こういう予測をしております。

増大いたします産業廃棄物を適正に処理いたし
ます施設でございますが、廃棄物処理法に基づい
て届け出がなされております産業廃棄物中間処理
施設が九千八百八十五カ所、最終処分場が二千五百
十五カ所となっておりますが、用地難あるいは産
業廃棄物処理施設に対する地域住民の不安、産業
廃棄物処理業者の資本力の不足などから設置が困
難になっているという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、産業廃棄物の

処理施設の充実、安定した供給あるいは産業廃棄
物の適正処理の推進を図りますためこの法律案を
提出させていただきますところでございます。

最終処分場、全国的に極めて逼迫しております
全国ベースで産業廃棄物の埋立処分場の現在ござ
います、残っております容量約一・五分分程度と
いう極めて逼迫した状況でございます。

○高桑栄松君 今の残余容量一・五分分というの
は一九九〇年の推計ですね。

○政府委員(小林康彦君) 一九九〇年断面の数字
でございます。

○高桑栄松君 そうしますと、今一九九二年でござ
いますから、もうないわけだ。いかがでしょう
かね。

○政府委員(小林康彦君) その後新規に整備をさ
れているものが加わっておりますが、一九九〇
年時点よりはなお逼迫の度を加えているというふ
うに考えております。

○高桑栄松君 そこで、これも前質問者の竹村委
員からの御指摘がございましたが、調査が五年ごと
である。これは私も前回のときに指摘をして質問
いたしました。五年ごとというのは、算術級数
的であれば延長線上で考えられますけれども、幾
何級数的というのか、もう大変な増加率でありま
すから、これはために調査をしなければいけない
のではないかと思います。

それで、前回の政府答弁を見ますと、統計の回
数をもう少し増そうとか、間隔を短縮するとか、
内容を検討するとかという答弁があったかと思
いますが、また修正の中でも、情報を収集し、整理し
活用するところを、そのためには根拠となる
資料が要るわけですね。資料は、全数調査とい
うのは時間もかかりますから、恐らくサンプリング
調査ということだと思っておりますが、サンプリング
調査で、ランダムサンプリングでやれば一応母集
団を推計できるわけですから、そうすれば毎年で
もできるはずだと思っておりますけれども、これに対
する取り組み、そして予算措置はどうなっている
か、この辺伺いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の排出及び処理の状況につきましては、従来五年に一回行ってきたわけですが、審議の過程で御質疑、御指摘がございますし、なだいま御紹介ございました。廃棄物処理法の改正におきまして、「廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用」が国の責務として加えられたこともございまして、私も産業廃棄物につきましての実態の把握を強化したいということでも検討してきたところでございます。

平成四年度予算におきまして、産業廃棄物の種類別、排出業種別の排出状況、処理状況、広域移動状況等を把握いたしますために、産業廃棄物の排出処理状況の調査費一千二百六十二万四千円を計上いたし、平成四年度これにて調査をすることにしております。平成五年度以降も毎年一回必要な情報は調査整理ができるようなことで体制を組んでいきたい。

その調査の方法につきましては、従来の五年に一回のとき、大口は極力押さえまして、小口につきましてはお話しのように抽出的な調査を行う、業種別あるいは階層別のような統計として十分信頼性が得られる調査方法を検討いたし、それに沿いまして実施の体制を組み取り組んでいきたいというふうにご考えております。

○高桑栄松君 サンプルサイズはどれくらいをお考えなんですか。

○政府委員(小林康彦君) 調査の方法も含めましてこれから業種のくくり方、階層の層別の区分の仕方、それぞれごとの抽出率及び調査の項目につきまして検討いたし、統計として連続性のあるフォローが十分できるような形の調査内容が得られるような方法を検討していきたいと思っております。

○高桑栄松君 ちょっと批判をさせていただきますと、予算があるわけだから、予算の範囲内でおやりになるという話だから、本来スケジュールがあつてこれを予算請求なさるのかなと思つたんですが、これから検討される、まあ結構です。

れども、予算があるんだから頑張っていた方がいいと思つて、精度をなるべく落とさないようにひとつ心がけていた方がいい、こう思つて。

次に、また「目的」に「国民経済の健全な発展に寄与する」とありますけれども、「健全な」というのはどういうことか、ちょっと伺いたいですね。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理につきましては、排出量が増大しております一方、減量化、再生利用が停滞しておりますこと、周辺住民の反対、各種規制の存在などが支障となりまして、処理施設、特に最終処分場の整備が進まず処理施設が不足しておりますこと、広域的な移動が増大をいたしますとともに、不法投棄等の不適正処理が多発しておりますこと、産業廃棄物処理業者の信用力、資本金が不十分なこと等によりまして、新規の産業廃棄物の処理施設の整備が滞つておりますこと、あるいは産業廃棄物処理に対する信頼性が低下していることなどの問題がございます。これらをそのまま放置いたしますと、処理施設が不足するという事態になりまして適正処理の困難性が増大をし、かつ産業廃棄物の処理コストの高騰を招く等円滑な産業活動に支障が生ずるおそれがある、また経済発展に与える影響も大きいという事情がございます。

この法律が制定をされて各種の施策が実施されることによりまして、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正処理の推進が図られることになりまして、これらの問題の解決に資するわけでございます。それによりまして「国民経済の健全な発展に寄与する」ところから御指摘の「経済の健全な発展」という文言が規定されているものでございます。

○高桑栄松君 今のお話を伺つてみますと、「国民経済の」というのにかえて廃棄物処理の健全な発展に聞こえちゃつたんですけれども、処理を健全にというんじやなくて、これは経済の健全です。これは今地球サミットで言われているサステナブルディベロップメントということを受けているのかなと思つて実は質問をしたんです。

「経済の健全な発展」ということで、経済をディベロップさせるためにはごみの処理は大切だという部分になってくるのだろうか、こういうふうには私は見ませんが、ただ、「経済の健全な発展」というようなことは今までの厚生省の法律では珍しい表現ではないか、経済にいいよ厚生省も入ってきたかということをつらつらと思つたわけなんです。

そういうことで同じ目的の中で「生活環境の保全」というのと並列になっておりますね。これの方が書かれております。だから、さつきもちよつと申し上げましたけれども、公害の陰に隠れてごみ処理は置き去られたのではないかと。今、言葉をかえまして、経済発展の陰に隠れて、そして環境汚染、廃棄物がそれぞれタイミングをおくらせながら処理されてきつたところ、その意味で廃棄物が一番最後に残されたのではないだろうか、こう思ふんですが、もとへ戻りまして、経済の健全な発展と生活環境の保全、もしどちらに重点を置くと言われたらどちらになるのか、伺いたいと思ふんです。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の適正な処理が図られない場合には、生活環境の保全上大きな問題が生ずることになりますので、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給が生活環境保全に資するという意味で極めて重要な案件でございます。このため、この法律におきまして、生活環境の保全に資するということとを目的としてうたつておるわけでございます。

一方、産業廃棄物の処理施設あるいは処理といふものは経済活動の一環をなすものでございまして、この処理が不適切でございまして、その経済の活動というのには決して健全な姿ではないわけでございます。最後の廃棄物まできつちりした処理が行われるというのが経済の円滑な発展のためにぜひ必要な案件でございますので、その側面を見まして、「国民経済の健全な発展に寄与する」という側面を規定しておるところでございます。

異なつておりますけれども、廃棄物の処理が国民生活、生活環境の保全の上でも経済活動の上でも重要であるという観点から二つのものが並んでおるわけでございますが、廃棄物の処理といふものは広く括めていまして、生活環境の保全のために行う行為でございます。その行為が行われることによつて経済活動の基盤も強化をされ、全体としての社会経済活動が健全な姿になっていくものと、こういう理解をしておるところでございます。

○高桑栄松君 どつちがと言われると、政府側としてはどつちと言いくことはよくわかつていて質問したんですが、しかし法律の名前が廃棄物処理施設整備でございますから、この法律の第一義的な目的は生活環境の保全だと、二次的にいふか、その影響するところが経済にある、しかし経済が非常に重要だと思つたんだと、これは私の解釈でございます。

そこで、廃棄物問題と経済問題ですが、現在の経済五カ年計画を見ても、それから新しい経済五カ年計画を見ても、その中に「廃棄物の問題」というのは触れられていない。だから、今おっしゃつたのと非常に矛盾をして、経済発展側はごみは無視したというふうには、きつく言えばそうなるかなと思ふんですが、しかし、一般住民というのは廃棄物の処理に非常に現実困つてきているわけですね。そういう意味で私は大事だと思つたので、官澤内閣は生活大綱を掲げて登場していただけて、生活大綱の中に「ごみ処理」といふ、私は下水だつて同じだと思つていますが、東京都が九〇％下水が整備されたと新聞に出ていた。それは相当なものだと、うまいつていふなどと思ふんですが、下水処理といふのは非常に重要なことで、今ごみ処理といふのは改めて今度新しいテーマで出てきたわけ、非常に下水と同じように水に流すというわけにいかないものですか、これは非常に問題になるわけで、残せばごみごみするだけでございますから。

そこで、生活大綱の実現を掲げる官澤内閣の中

がでしようか。

○政府委員(小林康彦君) 現在、埋立地の規模を問いませんで、廃棄物を処分いたします行為全体について適用されます処分基準がございまして、これが一律にすべてにかかっておる基準でございまして、施設につきましては一定規模以上、先生お話しがありましたような規模以上のものを廃棄物処理施設といたしまして、構造からさらに厳しい規制基準を設定しておるところでございまして、その厳しい方の基準の適用範囲を広げるべきではないかという御指摘でございまして、廃棄物処理法改正の時点でも御指摘をいたしておりましたので、処理施設の許可の対象となります範囲のあり方につきましては、関連をいたします制度、例えば処理業の制度でございまして、いろいろな内容がございまして、それらの制度との関連も含めまして総合的な検討が必要であると考へまして、現在鋭意検討しておる段階でございまして、

○高桑栄松君 それでは、今の施設の建設の最後の質問なんですが、水質試験の話をさつきちよつと質問の中に入りましたけれども、水質試験をすべきである、した方がいんじやないかというふうに申し上げたんです。

これの溶出試験の条件のことですけれども、これは環境庁にお伺いをいたしますが、我が国では今の場合にpHがどうなっているのかということ、そしてpHが大体中性あるいは弱アルカリのようございまして、自然界の状況は今かなりいろいろな意味で変わってきているし、なるべく自然の状態に近いところでこの溶出試験をしないとイオンが出てこないんじゃないかということが考えられるわけで、例えば米國ではどうなっているんだというふうな例をもしお持ちであつたら承りたいと思います。

○説明員(木下正明君) 産業廃棄物のうち水銀、カドミ等を含む廃棄物につきましては、含有される有害物質による環境の汚染を防止するために、一定の試験によりましてその有害性を判断し、有害なものにつきましては、その他の廃棄物に比べ

ましてより厳しい規制をかけております。具体的には遮断型の埋立地に処分するというようなことが規定されております。

その試験方法でございまして、具体的には埋立処分及び海洋投入処分の形態に依りまして、溶出試験または含有量試験を用いております。例えば埋立処分につきましては、最終処分場から溶出いたします有害物質によりまして水質汚濁を防止する観点から、溶出試験を判定の際に用いております。そのpHのことでございまして、現在の総理府令の規定によりまして、埋め立ての場合にはpHは五・八から六・三で行うようにいたしております。アメリカの例を少し調べてみますと、アメリカにおきましては、大体pH五前後で行うということございまして、先ほどの五・八から六・三に比較しますと若干の差がございまして、

私どもの判定方法につきましては、昭和四十八年の総理府令で決められたわけでございますが、そのときの考え方では、自然の埋立地における条件を再現したいということからこういうpHを設定してございまして、先生の御指摘のように、最近酸性雨等の状況もございまして、そこら付近はもう少しこれから調査研究をしていきたい、このように考えております。

○高桑栄松君 残念ですけれども、ちよつと時間になつてしまいましたので、あと環境庁と法務省にも来ていただいておりますが、申しわけありませんが、これは次回に譲らさせていただきますので、御足労願つたのをおわびをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○香脱タケ子君 それでは、お伺いをしたいと思います。

地球環境に対する国民の関心というのは大変高まりまして、まさに国民は地球規模で考へて、行動は草の根からという形で大変真剣な取り組みが進んでまいっております。産業廃棄物は企業の利潤追求のための事業活動を通じて生じるものでありますから、本来的に事業者みずからの責任で対

処すべきものである、これは廃掃法にも明記をされておることであります。

しかし、客観的に見ますと、産業廃棄物の量は大変激増いたしました。また広域的なごみの移動も大変多くなつてまいっております。現在の産業廃棄物の受け入れを事実上拒否するという形で防衛を図る府県が、先ほどの御答弁でもありましたが、先ほどに二十三道県に広がっている、まさに問題は山積をしております。不法投棄が激増しているというところであります。しかも産廃の最終処分場というのは、資料を拝見いたしましたも、あと一年半しかもたない。しかも、新規の処分場建設というのは遅々として進まないという状況であります。

報道によりまして、二十五道県九十カ所です計画が敷かれて、九県十七カ所がこの一年に撤退に追い込まれるという事態が起こっております。こういう計画がおくれたり撤退せざるを得なかつたりする、その主な原因は何なんだろうかとということでございます。それと関連して今回の法案が出ていと思うので、まずその点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 計画が途中で廃止になりまして計画の期間が延びております事例、全国的に幾つかございまして、共通的にその状況を整理してみますと、産業廃棄物につきましては、不法投棄等の増加等によりまして産業廃棄物の処理に對しまして信頼性の低下が挙げられるかと思ひます。また、処理施設の設置が行われずと生活環境が変化するのではないか、こういう懸念から周辺住民の理解が得にくくなつておる状況、これが原因の第一に挙げられるものだろうというふうに思つておるところでございまして、

○香脱タケ子君 そういった中で今回の特定施設をつくつて模範的なものをつくろうというわけでございますが、年度の法案で考へておられる特定施設は産業廃棄物総量のどの程度をカバーしようと思つておられますか。

○政府委員(小林康彦君) 制度が動き始まりましてから具体化まで準備の期間もございまして、現時点で正確な予測というものはかなり困難でございまして、現在のところの見通しといたしましては、必要な処理施設の一割程度の部分を分担するということで予測をし準備しておるところでございまして、

○香脱タケ子君 一割程度はカバーできるようなやうにやうていく。先ほどもお話がありましたように、計画がおくれたりあるいは計画を撤退しなければならぬ主な原因というのが、住民の合意が得られていないというあたりが一番大きな原因になつておるようございまして。したがって、私は今後この一割程度であろうと特定施設を進めていく上でもこれは本當に考へなければならぬと思つておる。本来企業が適正に処理すべきものであるという原則を堅持しながらも、一定の処分場整備はある程度必要だというのは客観的に私どもも認識をいたしております。しかし、この場合にも公費をつぎ込むということは本来考へてはならないんじゃないか。それからもう一つは、何としても促進をさせていくためには住民合意は決定的に大事だということに改めて痛感しております。

そこで、時間の都合もありますから、具体的にちよつと伺つておきたいんですが、徳島県吉野町に産業廃棄物処理工場を民間業者が建設する問題で、当初町長が建設を容認する意見を県に上げられたんですが、ところが住民から激しい反対運動が起きた。当初計画予定地が水源地ということもあつたので、地元では環境を守れ、水を守れということでも人口九千人ほどのところで二千五百人も集まるような反対集會が開かれるという事態が起り、知事に対しても陳情が千数百名で行われるというふうなことがありまして、その結果町長が辞任せざるを得ないという事態が起こつておる。まさに政治問題に発展をしておるわけでございます。

今ちよつと選挙中のようすですけれども、きのうあたりから選挙が始まっておりますが、こ

う政治問題にまで発展させる、やり方いかんによつてはそういうことが起こるといふことが一つの実例だと思ふんです。したがって、住民合意を得るといふのも、単に形式的や手続的に意向を聞くといふだけでは解決しないといふことをこの徳島の例は示していると思ふんですが、そういうふうに見て間違いありませんか。

○政府委員(小林康彦君) 徳島県の事例といいたしまして、産業廃棄物の焼却施設の設置に對しまして地元の住民が反対をされている状況及び町長が辞任をされたという点については徳島県より聞いておるところでございます。

ただ、辞任の理由につきましては、何によるものかについては私も詳細には承知をしていないところでございます。

○沓脱タケ子君 それではあかんですよ。廃棄物処理場の建設をめぐって町長がやめざるを得ないといふところまで追い込まれるといふような政治的な混乱を引き起こしているといふことさえあることを御承知いただいで、下手をやるといふことになるんだという立場で対処をされるということが極めて大事だと私は思うのでわざわざこの実例を引用したんですが、そういうふうには御理解になりませんか。

町長やめたのは知っているけれども何でやめたか知りません。それではこんなもの、特定施設をつくっていく上で大変不安でございます。その点どうですか。

○政府委員(小林康彦君) ただいまの件につきまして、廃棄物の処理をめぐりまして町長を含め地元でかなりの議論があり、それも一つの理由といふことは確かでございます。ただ、そのほかにもいふ状況があったかについて、私も全体としての姿を十分承知していないという状況でございます。

○沓脱タケ子君 それはそれしかなないのかも知れません。私はそのことは客観的な事実だといふことを一つは御認識いただきたい。住民合意といふのは大事だと思ふんです。あそこは町長

が結構ですと言つたんです。それで県が許可したんですよ。ところが、町長の意見を聞いたといふことも市町村の意見を聞いたといふことになるわけです。しかしそれだけでは、私先ほど申し上げたように、形式的な意見の聴取の仕方といふのはあかん。これは形式的、手続的な意向で解決するといふんじやなくて、本当に町長はもろろんのこと、議会あるいは住民団体等の合意を得るといふふうなことが非常に大事だといふことをこの実例で感じたいんです。

たまたまそういうことでうまくいったという実例もありますね。これは埼玉県の寄居町というところで、公害防止事業団から融資を受けて広域廃棄物処理施設をやっているんですが、ここは計画発表から十四年かかっているんですね。十四年かかったけれども、住民が直接参加をする公害防止細目協定というのを結んで、ついに地元の振興策として周辺整備もやって解決をしたという実例がございます。

こういうふうに見てまいりますと、この種の施設をつくっていく上で実質的な住民合意を本當に得ていくということがいかに大事かということに改めて痛感をさせられるものであります。法的にはこれは規制されてないんです。やらなきゃいかぬとは書いてない。だから町長が、はい、結構ですと言っただけで、本来それでもいいんですよ。しかし、それではだめなんだということが明らかになっていまして、その点を強く要望しておきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 今回の特定施設の整備に当たりましては、ただいまお話しございました埼玉県のうまきといつた方の事例でございます。これは民間任せにしないで地方公共団体が積極的に動いたというのが一つの要因であらうといふふうに私も理解をしております。そうした全国的な動向も見まして、処理業者のみによります活動ではなかなか地元の理解、協力が得にくいという状況がございますので、地方公共団体を含めまして支援の体制を組み、それに対します財政上の措

置等も入れての制度でございます。さらに、地元の関係につきましては、特定施設の設置が生活環境等に影響をもたらす場合があることにかんがみまして、主務大臣は都道府県に對し、また都道府県を通じて地元市町村に對しても意見聴取を行うこととしておるところでございます。これは地域の生活環境への影響や地域社会との調和等に配慮をいたしまして、円滑な処理施設の設置を図るための手続でございます。この過程を通じて地元の意向が十分反映されるものになることを考えております。

本法の施行に当たりまして、この趣旨が意見聴取等に十分反映されますよう都道府県に對する指導に努めてまいり、円滑な施設整備が進められるよう努力してまいりたいと考えております。

○沓脱タケ子君 たくさんお話をしてくださつておるんだけれども、言わんとするところのポイントをきかんとつかんでほしいと思ふんです。これから一割、一割をつくらうといふことだから、特にわざわざ法律をつくつて新たに特定施設をつくるんだから、少なくともそういうことでトラブルを起さないためにはここが一番大事だということをお知らせ申し上げているんです。ポイントをつかんでいただきたい。大臣そうじやないでしようか。

○国務大臣(山下徳夫君) 現在の廃棄物の処理は本當に大変な環境問題で、今一番大切な政治問題であることは十分承知をいたしております。

しかしながら、あくまで地元の納得を得る、そして慎重に慎重を期するといふ意味で届け出制から認可制に変えたと私は思つておるのでございまして、だからといって公害の起らないような十分な設備があるにもかかわらず、一部の住民が反対だといふので一々それはだめだといふことになると、一体三億トンのごみを国内でどこにどうやって捨てるんだといふと、これまた一つの大きな問題であります。したがって、公害の起らないような十分な施設も整つておるといふようなことでありますれば、やはり地方自治体の長も

今度は一部の人が反対するならば、その方々に對する御理解を求める努力もまたやらなきゃならぬ、両方相まってやらなければならぬ、反対したからすぐだめだといふことになる。私はごみの捨て場がなくなつていくんじやないかといふ心配も一方ではしなきゃならぬと思ふのであります。○沓脱タケ子君 時間が余りありませんからあれなんです。実際にはこの種の施設をつくつていこうと思ひますと、住民合意が一番必要であり、もう一つは安心できるアセスメント、影響評価ですね、これをやるということ、それから立地条件といふものを本當によく見きわめるといふことが非常に大事だと思ふんです。

これは前回、昨年の廃掃法の論議のときにも申し上げたんですけれども、廃掃法の改正をせつかくやつたんだけれども、地方自治体には立ち入り権がないんですよ。だから住民は、例えば問題があるよ、不信が起るといふ場合に県に言うていくんじやないんです。やっぱり市町村に物を申すんです。こんなんだけれども何とかならないかと。ところが、市町村は現場に立入調査をする権限を持たないものだから、県に言うわけでしょう。県は、ちゃんと人がいっばいおつて待っているといふ状態じやありませんから、お願いをしてもなかなか来てもらえないといふふうなこともあつて、非常に現場の住民との間では円滑さを欠くという問題も起るので、せめて立入検査の権限ぐらいは市町村に与えたらどうだろうかといふことを私前回にも申し上げたんです。

これは市町村、かなり公式にも御要望になつておるところでございますけれども、この辺は法律を改正しては言ひませぬけれども、指導を強めてそういうことを必要ときにはやらせるといふあたりは踏み切つたらどうかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理施設につきましては、廃棄物処理法上、都道府県知事及び保健所設置市の市長への届け出、これは今度許可制になるわけでございますが、とされてお

まして、都道府県知事等は廃棄物処理法の施行に必要な限度において産業廃棄物処理施設に対して立入調査ができることとされております。

一方、保健所設置市以外の市町村につきましては、産業廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理に關します特段の権限が認められていないということから、立入調査に關する規定は行われていないところでございます。

今回の法律では、特定施設につきまして、認定に際して都道府県が市町村の意見を聴取し、それを含めて国に上げる、こういう手続がございますので、地元市町村との調整が十分に行われ、地域の実情に応じた施設の整備が行われるものと考えておりました。一般の処理施設の整備よりは市町村の關係を深めた制度としておるところでございます。

○沓脱タケ子君 立入調査の問題というのは、前回も私るる申し上げたように、市町村が非常に要望が強いんですよ。そのことをひとつしっかりとつかんでおいていただきたい。

例えば、もう一つ申し上げておきたいのは、さつきも申し上げたように、この種の施設をつくっていく上で住民合意の問題、それから立地の問題ですね。大体このころ三十ヘクタールという土地を確保しようと思つたら大概山、谷ですわな。山と山の谷あるいは川のそばという、そういうところになってくるので、水質汚染の不安というものがその付近住民の非常に大きな不安になってきていると思うわけです。ですから立地について、特に今回の法律でつくり出す特定施設の場合に、水源の上になんかこの種の施設をつくられた、つくるといふことで、反対運動があつて火がつかないように立地条件をかなり考えていくということ、住民の飲料水源にそういう立地条件を認めるというようなことは、特に許可制ですからね、やらないという立場をおとりになる必要があるんじゃないかと思つておられます。

というの、いや十分な施設だから大丈夫です大丈夫ですといつても、これはだめなんですわ。

この間も報道されておりましたけれども、東京都の多摩地区でしたか、日の出の廃棄物最終処分場では汚水を遮断するゴムシートにいつぱい穴があいていたと言つておられます。それは三年も前から修理を続けていたけれども、住民には知らせていなかったというふうなことも起こっているわけですよ。ですから、飲料水の水源地あるいは取水口の上流というふうな、そういうところの立地というものはやらせてはならないということと立地制限を考へるべきではなからうかと思つておられますが、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理施設は、設置場所のいかんを問はず、生活環境の保全に支障を生じないよう適切な設置、運営が求められておるところでございます。昨年、改正をいいただきました産業廃棄物処理法によりまして、施設の設置を従来の届け出から許可制にいたしましたこと、許可の審査に当たりまして技術的な基準に基づき審査を行うほか、最終処分場につきまして災害防止計画についても審査を行うこととしたこと、あわせて許可に当たつて生活環境の保全に必要な条件を付すことができることとしたこと、施設の使用前の都道府県知事等によりまして検査の受検を設置者に義務づけること、産業廃棄物処理施設の設置者は当該施設に係ります周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮することとした規定を入れたところでございます。

これらの規定を適切に運用することによりまして、産業廃棄物の処理施設の設置についての信頼性及び安全性の向上に努めてまいり、信頼性の確保を図つてまいりたいというふうに考へておるところでございます。

○沓脱タケ子君 たくさん言うてくださるんだけれども、そういうことでやっていると、住民の飲料水取水口あるいは地下水、そういうものに影響するようないふところに立地をさせることにはならないんだというところで理解ができるんですか。ちよつとわからぬですな、丁寧には言うてくれているけれども、そのとおりやたら、そんなところ

ろにつくるはずがないんだというふうに理解をしようとするんですか。

○政府委員(小林康彦君) 個別の案件に基づきまして、その施設がその計画のもとでは生活環境の保全上不適切であるという場合には、都道府県知事は必要な条件を付す権限を与えられておりますので、支障が出ますような場合には都道府県知事の許可の裁量に働くと規定いたしましたところでございます。

○沓脱タケ子君 それじゃ、そういう危ないといふことになつたら、意見を出せばいいけれど、そういうところへは立地しないといふふうに知事が数量してくれるということですね。そういうふうな断定的に承つておいてよろしいか。これはもう非常に大事なところなんです。言い過ぎかな。

○政府委員(小林康彦君) 心情的な不安といふところまでは考慮しておりませんが、それによりまして客観的に生活環境の保全上必要であるといふ措置につきましては、知事は条件として付し、そのような施設にさせることができる、こういう規定でございます。

○沓脱タケ子君 それから次に、必須条件でありまして環境アセスメント、これも同僚委員からたびたび言われておりますので詳しく申し上げる必要はないと思つておられますが、三十ヘクタール以上の最終処分地についてはアセスメントを実施すると、こ

うおつしやるんですわ。さつきの御答弁を伺つておると、三十ヘクタールというのは処分地だけの面積ではなしに、周辺整備を含めて三十ヘクタールということだとおつしやつたんですが、そうですか。

○政府委員(小林康彦君) 私は先ほど範囲につきましては申し上げておりましたが、最終処分場の面積が三十ヘクタールということでございます。周辺の緑地とかそういうものは通常含めておりません。

○沓脱タケ子君 そうしますと、現在の処理場がおよそ二百五十カ所、そのうちの、さつきの御答弁では、三十二カ所しか三十ヘクタール以上の処理場はない。そんなわずかなかきかないような三十ヘクタール以上だけをアセスメントをやる、それ以外の九割以上がやらぬといふことは、これは住民の納得は得られないです。

ついでに、これ環境庁の人おつてくれたらよかつたんだけれども、環境庁所管の公害防止事業団法の改正で、あれは今環境事業団や、そこでやつぱりこの特定施設をつくるそうすわな。それで売るのが、頼まれてつくるというふうなやり方です。頼まれてつくるけれども、環境庁では十ヘクタール以上はやると言つておられるんですよ。環境庁は十ヘクタール以上をやるし、厚生省が三十ヘクタール以上をやる、ということでは困るんで、整合性を持たせたいという意味からも、省庁御相談をいただいで、できるだけ十ヘクタールにやるといふんなら十ヘクタールにせめてアセスメントを実施するといふふうにするべきではなからうかと思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 三十ヘクタールにつきましては、閣議決定によりまして環境影響評価実施要綱に基づいて実施をする対象範囲でございます。それ以下のものにつきまして、必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させていく、こういうことにはしております。

要綱にとらわれず広い意味でのアセスメントといふことになりまして、ただいま私が申し上げましたような調査、検討、反映、これも一般用語としてのアセスメントの範囲ではございますが、一般的にアセスメントと言つておられますときには、厳密に要綱に基づき手順を経てのアセスメント、こういうことでございます。三十ヘクタールで切り、この三十ヘクタールは開発が環境に与える影響を考へながら、事業間のバランスを考へながら設定されたものでございますので、今回の特定施設につきましても実施要綱に基づきますものは三十ヘクタールのところまで、それ以下につきましては環境に對する影響の調査、検討、反映と、こういうことで対処していきたいといふふうに考へておられます。

○沓脱タケ子君 私は、それだけではないと思っ
たんです。十ヘクタールでそれで結構だと思っ
ています。しかし環境庁が十ヘクタール以上は
やりませんと一言、厚生省はいやもう閣議決定
の線で三十ヘクタール以上やと、こういうこと
は、同じものををつくるのに省庁によってアンバラ
があるというのはよくないので、整合性のとれる
ようにしてもらいたいというふうに思っています。
これだけでもまだ十分なんです。これはもう
御案内のように、森林法では一ヘクタールを超え
る森林開発の場合にはきちんと許可を受けて規定
どおりやらなきゃいかぬというような規定があり
ますね。

それから、もつと言いますと、産業廃棄物の処
理というのは随分ひどい。ひどいというか相当な
ことをやっているんです。例えば栃木県の那須町、
これは県の指導要綱が、安定型は千五百平米、管
理型は五百平米以下は事前協議が不要だと、こう
いう要綱を出したんですね。そうしたら、その町
の中の穴という穴、へこんだところという谷間と
いい、その小さなところへ次から次、全部ごみで
埋めていく。那須町といったら那須御用邸のある
地域ですよ。そんなところへそんなことをやって
いるというわけですね。だから、そういう小規
模のものについても本来市町村が一番よくわか
るんです。県が幾ら指導要綱をつくっていると言
うたって、あっちの穴はここに埋めて埋めて、こ
っちのくぼみに埋めている。そういうことが見え
るのは市町村なんです。

そういう点で、そういう細かいところまで本
当は目を光らせていける行政指導というのは極めて
大事だと思っんです。これは奈良と大阪、京都の
間にもありました。三十ヘクタールの用地を設
定して、一遍に三十ヘクタールをやらぬわけ。一
ヘクタールずつやって二十年ほどかけてやろうか
と、こういうことになったらこれまたかからへん
でしょう。そういうことで、なかなか知恵を働か
しているおやりになるわけですから、それに
対して行政がきちんと対応する、できるようにす

るといことが極めて大事だと思っわけ、その
辺のところは小規模のものについても地域住民に
影響のあるという場合には、影響評価という要綱
に基づきような大層な形でなくても、少なくとも
地域住民に及ぼす影響というようものを行政は
知ってないといかぬと思っんです。その辺はど
うですか。

○政府委員(小林康彦君) まず、規模を非常に細
かく割りまして法律の規制を逃れようと、こうい
う点についてのお話があったわけでございます。す
が、法律の適用に当たりましては全体を対象とし
て把握し、そのもとで適切な規制、指導をしてい
くということにしておるところでございます。し
たが、意図的に細切れにしながらという
行為がありまして全体を見ながら法を適用して
いくという方針でございます。

○沓脱タケ子君 同僚委員からも御意見が出てお
りますように、特別管理廃棄物についてはマニ
フェスト制度があるわけですが、今年度の特定施設
にはそんなものやらぬと、同じようにはやりませ
んという御答弁があったんですが、私そのことに
ついてお聞きをしたいと思います。時間都合がある
ので一つお伺いをしておきたいのは、昨年の秋、
九月二十四日も本委員会でお尋ねをしたんです
が、香川県豊島、ごみの山あれはその後どうな
っていますか。

○政府委員(小林康彦君) 豊島に放置をされてお
ります。あるいは保管をされております廃棄物に
つきましては、処理業者及び排出をしました事業
者の手により適切な処理ができるよう香川県を中

心といたしまして関係の府県協議をしながら対応
策を協議し、できるものから着手しておるとい
う段階でございます。

○沓脱タケ子君 これは念のためと思って会議
録を見ましたが、昨年の九月二十四日に小林
部長が私の質問に対して、その分野ですよ、関係
者の協議の場を設けましたり、指導を強化するこ
とによりまして、極力迅速に原状回復が行われる
ように努力しているところでございます。とい
うんですが、現状はどうですか。もう時間の都
合があるから私が言います。

現状は何も片づいていないんです。シュレッ
ターダスト十七万トンがそのまんま。それから製
紙汚泥、これが一トンや三トンや言うていますけ
れども、それもそのまんま。製紙汚泥はグイオキ
ンが出るおそれがあるけれども、この調査もし
ていない。あぐくの果てに県がもうどうにもし
ようがないと、どうにもしようがないから改めてそ
こへ処理場、処理施設をつくったらどうやと、そ
ういう御意見も町民団体のところへ持ってきてお
られるということが新聞でも報道されております
し、県議会でもお述べになっておられるわけです。

考えたらどうですかね。こんなばかげたこと、
不法投棄をしてごみの山にしたと、持ってきた人
は確かに検査されたけれども、それをもとへ回復
する能力がない。ごみを出した業者も自分で解決
をするという責任がない。法的根拠がないからや
りませんということになっておられる。それならそれ
は不法投棄やりに得なんですよ。住民はたまたま
もんですよ。どうにもしようがないからということ
で今度は最終処分場を新たにそこへつくって、
もつごみを集めたらどうやと、こういうことを
県が指導せんならぬと、どうやと、こういうことを
こんなばかげたことは黙って見ちゃおれないと思
うんです。

だって小林部長、この前そうおっしゃっている
んだからね。関係者集めて協議をしたり、できる
だけ迅速に原状回復が行われるように努力してい
きたいとおっしゃっている。何にもできてない。

これでは厚生省、この廃棄物対策でめめられま
すよ。法律的にもないんでしようがないんですと言
うてますね、県の役人がね。そんなことではなし
に、やはり廃棄物対策について国民の信頼を回復
していくという立場をおとりになるなら、少なく
ともこういう問題については毅然とした態度を
とって、こうなるんだと、やり得、捨て得、ご
みの山へもう一遍ごみの処理場を持ってこなきゃ
いかぬという、住民の感情を逆なでするようなこと
まで県が言わなくちゃならないところまで追い込
まない、ここが私は非常に大きな問題だと思っ
ます。

マニフェスト制度の問題を触れたいと思っ
たのは、捨てたら、ごみを出した業者が法的な責
任がないから知りませんというやらぬわけ
じゃないですか。それなら捨て得なんですよ、やり得
なんですよ、困るのは住民だけと。こんなことを
黙って許しておたら、産廃対策というのは国民
の信頼の得られる姿にはならないであらうとい
うことを私は非常に憂えます。

したがって、この豊島の問題についてどう
か、毅然とした態度で対処なさいませうか。
○政府委員(小林康彦君) 豊島につきましては、
お話がございましたように、関係者の協議の場
を設ける、あるいは県の相談にのるという形
で部分的には動いておられるわけでございますが、
未解決の問題がございますので、厚生省がいた
ししても真剣に取り組んでいきたいというふう
に考えております。

○沓脱タケ子君 もう時間ですから終わりますが、
大臣、お聞きのとおりなんです。今後の特定施設
はそんなことやりませんというお立場であら
うとは思いますが、しかし、それは産廃物質
のせいじゃない程度です。それ以外のところはそ
れでカバーができません。そうすると、従来のや
られている姿というのは依然として続くという心配
があるわけでございますので、特にこういう社会
問題化したような大変な事態、しかも未解決のま
までストップしたままという状況、こういうもの

については厚生省としては毅然とした態度で対応していただくという御決意を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) いろいろお話しをしまして、一番問題は違法性があるということでございますから、それについては毅然たる態度でやっていかなければならないと思ひます。

ただ、公有地であるとか国有地であるとかいふものはその管理者なり、所有者が指示してできるんでございますけれども、民有地において全く瑕疵ある施設でない、あるいは計画ではないというものをやたら制限するとか、いろいろやめていくことは非常に難しい問題が私はあるんじゃないかと思ひます。そのために今度は許可制にしたんでございますから、そういう面も十分考慮しながら妥当な認可ということをやつていく、法的に見てもこれならよろしいという確信のもとにやつていく、そしてまた違法性があるものは徹底してやるということはおとりだらうと思ひます。

○栗森喬君 今回の法制定に当たつて、いわゆる産業廃棄物に対する企業の責任というのはどう変わっていくのか、基本的には過去の法律なんかでもこれは明らかになつておるわけですが、産業廃棄物は事業者責任だと、事業者責任という規定もこれは製造者なのか、排出者なのかということですが、その都度述べられていまして、

私は今回の法律の中で、振興財団をつくるのに国が一億、地方公共団体が三十億、これは交付税で措置するということですから実質税金で賄われるということなんです。基金を出すに当たつては損金算入をするというのは、損金算入をしない場合は当然これは税金なりになって国に入つてくるわけなんです。そうすると、この間の産業廃棄物の扱いの中でいわゆる業界と言われるところから事業者責任ということをいまいにするような審議会の答申、あるいはPL法と言われます製造物責任法とか、回収の費用を乗せるためのデポジット制などが決まらないのに、出口の最終処分のところまでこういう格好をしていくことはかなり問題

があるのではないかと。

そうすると、事業者責任というのは本来的にこれからも守られていくのかどうか、同僚議員の質疑にもありましたように、しようがないから最後は県がやれとか国がやれとか、そういう話に委質をする。この事業者責任というのを今後どうやって買っていくのか、この辺の見解についてまずお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理に關しましては、廃棄物処理法で事業者処理責任をうたつておるわけでございます。

この事業者処理責任は、排出者が責任を持つてみずからの廃棄物を処理するということという規定でございまして、具体的にはみずから処理することのほか、他の者に適正な料金をもちまして委託をすることもできる、こういう制度でございまして、また、その処理費用につきましても、PPPの原則に基づきまして排出事業者による処理費用を負担させ、外部不経済を内部化することによりまして事業者間の公平を図るとともに、資源配分の確性を維持しよう、こういう原則で、廃棄物処理法はその精神のもとで組み立てられておるものでございまして。

今回の法律におきましても、その精神、規定を踏まえて事業者処理責任についての変更を予定しておるものではございまして、事業者処理責任が処理施設の不足等によりまして果たしにくい状況がございまして、その事業者処理責任が果たせるような環境整備といひましようか、状況の整理をしよう、こういうことで新しい法律の内容が整備をされておるところでございまして。

○栗森喬君 何となく苦しい答弁だと思ひます。私は、お金の問題で、具体的にそういう金を出すというのが事業者責任なら、そんな金出す必要ないんで、事業者が全責任を持つて出すべきなんだけれども、こういう格好をやつておるというところは事業者責任をいまいにするという意味で、これからはもうちょっとちゃんとやつてほしい。しかし、いずれにせよ出口の最終処理のところ

を何とかしなきゃならぬという意味では、私どもはこの法律をもう一面で評価するのは、現実の問題が起きておることを処理するという意味では大切なことだと思ひますが、これをまさに公費で負担しようとしたらこれは大変なことになるわけだから、その辺のけじめをこれから明確にしてもらいたい。

それからもう一つは、私は入り口のところは業界なり通産省マターというんですか、そつちがやられて、厚生省も最終処理場の責任を持つとすれば、どんどんどんそこへ行つて、例えばPL法の問題一つでも早くやれとか、そういうことをけじめとしてこれから当然つけてもらいたいという意味で、もう一つのことをお尋ねします。

リサイクル法がたしかできました。私は中間の廃棄物の収集業者の皆さんに聞いたら、もう最近からは古紙を集めるとか空き缶を処理するとか、それから自動車なら自動車を引き取れといったつて、とてもじゃないがコストが大変だと、こういう話なんです。そうすると、あの法律がつくられたときに、私どもがある種の懸念を持つておつたこと、厚生省も今の状況で、中間処理に一つの役割を果たしているというふうには評価しているのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) リサイクルの状況につきましては、例えば鉄くず価格の低落によりまして、市町村や住民が回収をしました空き缶等の鉄くずにつきまして引き取り費用を要求される。俗に逆有償というふうになつておつておるが、そういう事例も多くなつてきておつておる、そのための予算措置と市町村の負担が増大しておること、廃棄物の適正処理の観点あるいはリサイクルを安定的に推進する上で重大な問題というふうには認識をしております。

このため、厚生省といたしましては、市町村において関係者との協力によりまして、回収、再生体制の合理化を図るよう指導いたしますととも、原料としての利用が促進をされますよう関係業界、関係省庁に働きかけておるところでござい

ます。廃棄物の分別収集の推進でございまして、市町村の行う廃棄物の減量化、再生利用対策事業に対する財政的な援助あるいはリサイクルセンター整備に対します補助等によりまして、廃棄物の再生を推進いたしますとともに、再生品の利用の促進に必要な施策を講じてまいり、リサイクル法の施策と相まってリサイクルの促進に廃棄物の行政としても力を入れていきたいというふうにございます。

○栗森喬君 今の御答弁を聞いておつて、大変むなししい思ひがします。といひますのは、何となく言われたことと現実にかつたこととのぐらゐの解決できているのか、私はかなりミスマッチが多いと思ひます。

いずれにせよ、その問題はこれからの課題の中で当然整理をしていかなければならぬわけですが、同僚議員からも言われたように、分別収集をしようといつたつて、地方自治体、地方公共団体を含めて全体の体制もまだ十分じゃない。それから産業廃棄物にある種のマニフェスト制みたいなものを、今特定有害物質というふうになつていなければ、かなりきつちり入れていかなければ、結局もう国が地方公共団体が面倒を見なければいけない。さつき一番最初に言つた原理原則から見て絶対の矛盾した状況だということを認識していただいて、これは大臣にも当然そういう意味のこれからの法整備には特段の御配慮をお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 今おつしやるとおりであらうと私も思ひます。私は法律は守らなきゃならぬ、これはもう国民としての大前提であります。それを平気で犯すような者は、まず罰則を強化する前にさらに指導をし、命令し、それでも聞かない場合は、これがだんだん広がつていくならば、罰則の強化ということもある時点においては考えなきゃならぬ。

また同時に、業者責任という原則はもう変えることはできません。これは絶対それとおりでありますが、公共事業体とか地方自治体とかその他で

もって、この原則に立った上でどうと守れる方法はないかということも、これも知恵を出して協力するということも大切かと思ひます。両々相まつて今おっしゃるようなことのないようにしていかなくやならぬと思ひます。

○栗森審書 先ほど同僚の竹村泰子議員からも、マニフェストのこれからの実施の段階のそれぞれ種目を言ったときに、PCBと言われましてね。PCBはたしか二十年前に製造が禁止をされているのに、今マニフェストをやらなければならぬというの、事前にも申し上げてありますが、報道機関でも幾つか報道されていますように、二十年前にPCBの問題が生まれ製造禁止になった。ところが、それを処理する方法が、これはたしか一部の企業がこれを熱処理しましたが、あと残ったものをとにかく業者が保管をしている、そのうちに追って保管したのをどうするかということを決めるということになっておるわけですが、その時点でどのぐらいのPCBが残っていて、現状の保管というのはその数字との間でどのぐらい合致したものになっているのか。

これは通産省も来ていたでございまして、厚生省が家電製品の一部についてそういう通達を出してありますが、その保管状況、それを厚生省と通産省はどういうふうな実態を把握しておるか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) PCBに関します今までの処理の体制につきまして、私の方から御説明をしたいと思っております。

家電製品にPCB入りコンデンサー等の部品を使用いたしますことは、行政指導で昭和四十七年に、その後四十九年に化審法と言われる法律がございまして禁止となつておると思ひます。

しかし、それ以前に製造された製品にはPCBが入つておると思ひます。これを、廃棄物処理法でも規制の強化を図り具体的な処理の体制を整備したところでございまして、関係者と協議をいたしまして、PCB使用部品を含みます家電製品の廃棄処分を際しまして、

メーカーの責任において家電製品からPCB入り部品を除去すること、そしてそれを適切に保管することという原則にいたしまして、具体的には家庭にございましてテレビ等につきまして、メーカーが連絡を受けPCB使用機器の有無を点検いたしまして、それがありません場合はそれを抜き取つてPCB入り部品がないことを証明する証紙を張ること、あるいはその市町村が集めたテレビ等の家電製品、その集めた場所にメーカーから来ていただきましてPCB入りの部品を除去する、こういう二つの制度をつくりまして、除去されましたPCB入りの部品につきましては財団法人電気絶縁物処理協会において処分が行われる、こういう制度をつくつたところでございまして。

状況、数字等につきましては通産省からお話があると思ひますので、とりあえず全体といたしまして制度はそんなことでやっておるところでございまして。

○説明員(青柳桂一君) 家電製品に内蔵されておりますコンデンサー等の部品の状況についてはたゞいま御説明がございましたので、私の方からはPCBを使用しております自家用電気工作物に含まれておりますトランスとかコンデンサーの保有状況について御説明を申し上げたいと思ひます。

現在まで私も通産省といたしましては、使用済みのPCB使用電気機器、具体的にはコンデンサーとかそれから変圧器とかそういった機器になるわけにございまして、昭和四十七年並びに五十一年の局長通達等によりまして、適切な場所における保管、管理責任者の選任、管理台帳の整備、PCB使用電気機器であることの表示等につきまして事業者に要請を行つてきておるところでございまして。

所、この中でコンデンサーにつきましては約三十三万五千個、それから変圧器については三十三万三千個が保管されておるといふ状況でございまして。

○栗森審書 台帳のことを聞いておられるんじゃないんです。現実にはそういう保管についてちゃんとやられておると、今、協会の名前が言われましたが、それが責任を持ってやられておるんですか。それは行政として責任を持ってやられておるんですか。この間私が見たレポートなどによると、例えば業者が倒産している、それからいつの間にかなくなつたといふのがあるんですよ。台帳が残つておるけれども、現実にはないという実態があるわけなんです。そういうことについて通産省なり行政というものは、その都度そういう処理について報告を求めているんですか。

○説明員(青柳桂一君) 事業者が管理中に紛失あるいは損傷した場合におきましては、事業者に対しては届出を出さなければならず、事業者が倒産した場合は、紛失したものを届け出ると言つたので、紛失そのものが問題なんです。事業者が倒産したらそれはもう報告もありません。にもかかわらず今のようなことで、それは行政として責任を持つたことになるんですか。その辺ちゃんと答えてください。

現実にあのときの報告では、倒産とそれから紛失というんですか、報告なんかすることも知らないとかね、いや、これはさわつちやいけな言われたと。例えばノンカーボン紙一つとつたって、各オフィスでつとめておくと、そのうちこの始末の仕方は教える。私もどが知つておる事務所なんかに聞いたって、いや、あの当時は大騒ぎしてつとめておいたけれど、今はどこにあるかわからぬ。これが実態ですよ。

そういうPCBならPCBの管理が今もうずさずということか、私どもの推量で申し上げてなおります。

が、これは行政にやつてもらつた方がいいからあれですが、二十年で二〇%どへ行つたかわからぬいとか、ひよつとするとあるのかもしれないけれども、とにかく行方不明とか、紛失届けといつたって、紛失するといふことは違法な処理がされておるわけでしょう。そういう状況を放置したままおるといふことは適当ではないと思ひます。ごいいます、この辺のところは通産省に、後追ひの点検を改めてやるのかやらないのか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(青柳桂一君) このたびの自治体のいろいろな調査結果があるわけにございまして、その結果につきましては、私も通産省といたしましては大きな問題であるといふふうには認識しておるところでございまして、これは廃掃法上の産業廃棄物の不法投棄状況との関連の中で、厚生省等との関係省庁との連絡を密にしながらこの問題を積極的に検討してまいりたいといふふうには思つておるところでございまして。

○國務大臣(山下徳夫君) こういうものが紛失しているといふことは、行方不明になるということでは重大な問題だと私は思つておる。したがつて、通産省だけではなくて厚生省としても早急にこれは調査しななくやならぬと思つておる。

○栗森審書 ぜびとも調査をして、マニフェストもやるといふことでございまして、とにかくこの問題はこれから非常に重要でございまして、まず現状を確認していただく、紛失したと言われるものも、それからノンカーボン紙の扱いも含めて当面の実態を、私もどがいろいろ数字を聞いても大分差が出ておるような感じがいたしまして、それをしたいと申し上げたいと思ひます。

ところで、いつまで保管をしても、これは何らかの格好で最終処理をしてしまわなくやならぬ。既にカネミの問題にこれが関係をしたわけですが、当時のたしか鑑定が膨大なお金をかけて処理をしたと思つておる。今残つたものを全部処理するとすると相当のお金がかかるわけにございまして、この処理施設が今、日本にないわけですね。

日本にないわけでございますからとにかく保管を
して、もうそれは民間の業者の方が保管を
しておるんです。これは市町村がちゃんと保管して
いるんならまだ信頼性というのはいろいろ言っ
たつてあると思う。これをまず保管して次に早急
に処理をする。そうすると、処理のための施設が
必要だと。これまたさっきの話じゃないですが、
事業者責任なのかどうかと、そんなこと言っ
ておつてもなかなか解決しない。だとすれば、この
問題について例えば二十年前のことが今保管をさ
れて残つたものがある程度掌握できた段階で、次
の段階でこれを処理する施設を早急にやつてい
だきたいと思つてますが、このことに対して厚生
大臣、見解をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) お話のとおり、液状の
廃棄物につきましては一部を熱分解によります処
理が行われたところでございますが、廃棄物のP
C BあるいはPC B入りの感圧紙につきましては
は、現在処理設備がないということから適切な保
管という指導をしておるところでございます。保
管だけでは問題の解決になりませんので、その処
理施設の整備につきまして具体的にどのような方
策を取り組んでいくのかが、関係いたします
省庁とも協議をいたしながら私も施設整備及
びその適切な処理につきましての方法を検討して
いきたいと思つております。

○栗森喬君 もう検討するといふか、実態を皆さ
ん調べていただいたらわかると思つてます。二十
年前に保管をしつた、保管の状況がそのと
きに想定をした残量から見るとかなりの分が行方
不明になつてゐる。これをさらに嚴重に、適切に
なつて言葉じゃない、嚴重に管理しろと言つたつ
て罰則も何もいふから、私は罰則規定、明確
にあれば悪質な場合はできることになつていたと
思いますが、もう責任者もどこにのかわからな
いといふような状況ですから、いずれにせよ早い
段階で財政措置をどうするかといふことを含めて
早急なそういう見通しを立てなきゃならぬと思
いますが、大臣、このことについて、これからの責任

者としてどうお考えか、明確な回答をお示しい
たきたい。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほど申し上げました
ように、行方不明になつたりするということ、こ
れは重大な問題でございますからきちんとな
きやならぬ。きちつとすれば最終処理まで政
府が責任があると思つてございまして、今後
のそういう処理の仕方については早急に詰めてま
いりたい。また経費等についてどうするかとい
うこともよりより協議をしてやつてまいりたいと思
います。

○栗森喬君 この際PC Bに関連をして、コプラ
ナ毒性というところについて多少私の意見と厚生省
の見解をただしたいと思つてます。

東京都の衛生局がハマチについて調べたらコ
プラナPC Bという毒性が出た。それから一方、
新聞に出ていたんですが、母乳からもいよめるコ
プラナPC Bというんですが、あす学会があつて
このことについて研究をされた方が報告するとい
う新聞報道を私もいただいております。

これはダイオキシンに似たかなり毒性の高いも
ので、私は実はこれで資料要求したわけです。厚
生省はコプラナ毒性についての資料もありません
と、これは問題外に置いておつた、こういうこと
でございます。欧米の場合見てもこのことにつ
いて一定の研究などが進んでゐるのに、厚生省にそ
ういう体制がない原因はどこに起因してゐるのか、
このことをまずお尋ねしたいと思つてます。

○政府委員(小林康彦君) お話のございましたP
C Bが変化をしてコプラナPC Bになるというよ
うな調査研究がございまして私も承知をして
おります。

現在、そうしたものは調査研究の段階にあると
いうことで、廃棄物の観点からいいますとPC B
といふくくりで対処するといふ段階でございま
して、そのPC Bの中身、細かく分けました形での
PC Bの処理といふところまでは入つていない。
廃棄物の立場からいいますと、全体としてのPC
B対策によりまして環境への廃棄物によりますP

C Bの流出を防止する、こういう観点で施策を進
めていければというふうに考えておるところで
ございます。

○栗森喬君 先日食品衛生にかかわる問題で、
特に厚生省のガイドラインというのが大変甘い
といふのか、新しいいろいろな有害物質が発見をさ
れたりして、まず対応できないといふのが一つの
原因と私も思つてます。しかし、一方では何となく
因果関係が余りはっきりしてないときに、これは
大変だ大変だといふことだけでも適當ではない
といふ厚生省の答弁があつたわけでございますが、
この種のことについて徹頭徹尾追求していくとい
うか研究していくといふか、そういう研究のす
野を広げていかないと、今食品に対するさまざま
なポストハーベスの問題を含めましていろいろな
問題が出てきてゐるわけでございます。

したがつて、今後の問題としてこの種のこと
について、きょうは担当の局呼んでいませんで、
大臣に、コプラナ毒性について一定の見解なり検
討をこれから指示するといふつもりはあるのか
いのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) コプラナ毒性といふ
んですか、コプラナPC B、実はまことに私不勉強
でございます。よく内容を承知してございませ
ん。しかしながら、御指摘の点もございまして、よ
く勉強して対処しなきゃならぬと思つてござ
います。

○栗森喬君 ぜひともそういう意味で、この問題
についてはこれから調べていただきたいという意
味で重ねて申し上げたいと思つてます。

そこで、もう一遍本論に戻つて幾つかのこと
について確認をする意味で質問してみたいと思
つてます。

建設残土といふのは、これはどこへ持ち込むの
が厚生省は適當と考へてゐるのか。私も事前に調
べてみたんですが、これは極めてあまいな処理を
現状はしてきてゐるのではないか、こういうふう
に私は認識をしております。といふのは、建設
残土といふのはいろいろなものがあります。そのま

ま土に戻してもいいといふものから、コンクリ
ト状に近いものや、そういうものがまざつたもの
やいろいろなものがあるわけでございますが、これ
を私どもは規制の対象にすべきではないか。その
規制をするときに、どこがだれがいかなる責任
を持つてやるのか。何となく今まではこれは建設
省だといふことですが、最終処理といふのは少な
くともこれから厚生省がある意味で非常に大きな
ウイングを持つてやろうとしてゐるときに、この
種のことについて厚生省としての見解なりこれか
らの検討の方向などについてお尋ねをしたいと思
います。

○政府委員(小林康彦君) コンクリートの破片等
がまざつておりますものにつきましては、これは
建設廃材として廃棄物として規制をし、先ほど
ございました安定型の最終処分場埋立処分をす
る、こういう廃棄物の処理の体系でございませ
ん。そういうものを含ませぬ建設残土、通常土砂で
ございまして、土砂につきましては廃棄物処理
法の廃棄物としては規制をしていないところで
ございます。

これは通常の盛り土あるいは埋め立て、土地造
成等大量の土砂が移動をしておるところでござ
います。そういう状態のものを廃棄物として規制
する必要がない。そうした土地造成の行為として
適切に行つていただければいい、こういう観点に
立つものでございます。

しかし、最近土砂、特に残土処分につきまして
都道府県等地方公共団体におきまして条例などで
そうした建設土砂の埋め立て等につきまして制定
をいたしまして、その行為の指導、規制をして
おるところがあるといふことは私も承知をして
おるところでございますが、全国的に建設土砂を
廃棄物処理法の対象としていくべき状況とは現在
考へていないところでございます。

○栗森喬君 対象にされないといふところがちよつ
とひつかかるんです。現実には、例えばコンクリ
などが入つてゐる状態にもよるわけですが、住民
サイドからの苦情といふのは、その処理基準とい

うのは行政はこういう基準ですよと言うけれども不法もある、それから処理の仕方についても明確じゃない。結果的にそれは住民の方から見ると私も現実には立ち会ったことあるんですが、業者はこの程度はどこへほうつてもいいんですが、よとあつち側へ行つちゃう。いやその判断というのはだれが持っているんだと。いやだれか、それで市役所へ聞いても、すぐ来るということならいいけれども、ならない。

そういうように、何となく適切に処理をされていくという認識というのは、厚生省もうちよつとこの辺のところはいわゆる住民の側に立つた判断基準を常に持ちながら、適切なものかどうかということを持っていないと、地方公共団体といえども、厚生省はどういうふうな考えを持っているか建設省はこう言っているとか、それだけでなし得ないことがあるわけですから、これはぜひともこれからの中で解決をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから次に、今回の法律によって一群の施設ができるようになります。このときの責任者というのはいずれなのか。

〔委員長退席、理事竹村泰子着席〕

例えば産業廃棄物を最終処分するための処理などだけでも、住民と合意を取りつけるというのは、これは地方公共団体がやるのか、第三セクターがやるのか、それから建設主体になった民間業者がやるのか、ここについての見解というのは、皆さんはちゃんとしたものをお持ちでしょうかどうでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 一群の施設の場合に、建設主体が一つでございませば先生の御懸念の問題はないというふうに思っております。建設の主体が複数ある場合、これも想定できるわけでございまして、複数の場合には、まず形の上ではそれぞれの設置主体ごとに責任を有しておるところでございませう。しかし全体としての計画でございませうから、その建設の主体が共同して全体の計画をつくる、あるいは共同して周辺住民の理解と協

力を得る、あるいはその中でリーダ的な者が出て取りまとめながらいく、それらにつきましては、それぞれのケースに応じて混乱のない形で、かつ責任が不明確にならないような形で体制を組む方向を指導していきたいと思っております。

○栗森君 私は、今のところを一番最初の質問とオーバラップして考えていただきたいと思っております。産業廃棄物は事業者の責任なんですよ。いつの間にか第三セクターとか地方公共団体がその地域社会における住民の役割をやらなきゃいかぬというのは、どこかですりかえと肩がわりになるんじゃないか。

産業廃棄物についての一方の側の事業者責任が明確じゃない段階で、そういうやり方をやるというのはは好ましくない。地方公共団体がむしろ第三者的に全体に事業責任みたいなものをちゃんとしていく段階までは、あえて余り住民合意の側に回すべきではない。住民の側に立つ立場も用意しておかないと、ほかの一般廃棄物のときでも、公共団体がもとにかく皆さん、町全体の問題だから、この地域の人に申しわけなければ頼むというのと、産業廃棄物というのは私は性格が違うと思う。違うという視点を持ったら、そういうあいまいなゾーンをつくることによつていつの間にかそういうふうに変わっていくというのは私は適当ではないと思ひます。

さらに、今後地方公共団体というのはむしろ住民の側にあるべきではないか。何かつくとすることがすべてに先行するというやり方は、果たして本当にそれがこれからの地方公共団体の果たすべき役割なんだろうか、こういう意味もありますので、その辺のところの見解を最後にお尋ねをして、私の質問を終わります。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物につきましても、排出しました事業者が必ず物理的にも化学的にも処理ができるということが可能でございませう。それが一番適切な制度というふうに考えております。しかし処理につきましても、専門性がございませうと、あるいは排出事業者は規模に

小さなものもございまして、かなりの部分は他の者に委託をして処理責任を果たすと、こういう道も不可欠でございませう。

このため、適切な受託の体制を整えるというところが産業廃棄物の処理を適正に行い、生活環境を保全する上で非常に重要な条件になっておるわけでございますが、処理業者だけの努力では適切な整備が難しいという状況にございませうので、地方公共団体も支援体制を組みながら適切な施設整備を支援し、そして産業廃棄物の適切な処理が図られるような整備をしていきたいというのが本法案でございませう。

そうしました場合に、市町村あるいは都道府県といひますものは、一方で第三セクターあるいは周辺の公共事業の計画等におきましては、事業を推進するという側での努力という側面と、もう一つは周辺の環境保全という面から、その地域社会のためのマイナスの影響の除去あるいはプラスの要素の増進というその地域としての立場の面と、二つおりの面を持つ性格にならうと思っております。ところでございませう。

本法の制度の中ではそうした都道府県、市町村の二つの面をそれぞれの規定の中で置きまして、調和のとれた形で適切な処理体制の整備が図れるようにございませうと、御提案をしておるところでございませう。

○栗森君 私是对立する関係があると思ひます。調和するというのは、その対立する二つの真ん中に立つだけけれども、地方公共団体、地方自治体の性格というのをどう位置づけるかという問題もいろいろあるんで、ここは見解の分かれるところだが、これからのケースによつて、そのことについてPPPの原則をどこまできつちりしたことを念頭に置いてやっていたかどうかということをお願いして、私の質問を終わります。

○勝木健司君 我が国の廃棄物については、一般廃棄物また産業廃棄物も、いずれもその処理とか処分が今麻痺寸前になっておるんじゃないかというふうに思ひます。地球環境問題が現在脚光を浴

びているときでありませうが、それと相まちまして廃棄物の減量化運動とかあるいは廃棄物の再資源、再利用の活発化、あるいは処理施設の更新、新設の増加など盛んに取り組まれておるわけでありませうが、依然として廃棄物は増加傾向にあつて深刻な事態が予測をされておるわけでありませう。

そこで、今回の廃棄物処理施設整備法案によりましてどの程度廃棄物の処理施設の整備が進むと青写真を描いておられるのか、まずお伺ひをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 今後十年間に必要な産業廃棄物処理施設の建設費を、産業廃棄物の排出量を二〇〇〇年に五億トンになる等の仮定のもとに、七次五年計画で用ひました数字を使いながら試算いたしますと、公共関係及び民間産業廃棄物処理業者によりまして施設整備費、総額で三兆七千億円程度というふうな試算をしております。このうち、この法案の特定施設の認定制度及び振興財団の債務保証制度によりまして、少なくとも一割程度の施設について整備を促進することができると考えております。

具体的に施設整備の計画がどのような形で進んでいくかにつきましては、法律の制定後計画が固まり、審査をすることになるわけでございませうが、現在第三セクター等によりまして産業廃棄物の処理施設を一群の施設として、この法律で予想しておりますような特定施設のような形で計画をされておりますところが複数ございませうから、年間五、六件程度の特定施設の整備計画の認定が行われるものと見込んでおります。

本法案に基づきます措置と、それから改正産業廃棄物処理法によりまして規制の強化によりまして、産業廃棄物処理施設に対しまして周辺住民の理解の向上が図られることによりまして、産業廃棄物の処理施設の整備が推進されるものと期待をしておるところでございませう。

○勝木健司君 本法案がモデル的な処理施設の整備を目指しておるということであれば、一割という数字は若干少ないのではないかと、このように思

われませんが、それについての見解をお願いします。
○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物、民間のみの努力で整備される余地というの今後さらに追求をしていく必要がございますので、そうした中で今回の特定施設の整備がその模範になるような形、全体としてのレベルアップに役立つようという趣旨も込めておりまして、現在のところ一割程度の整備でそうした効果を果たし得るものというふうにご考えておるところでございます。

○勝木健司君 本法案の特定施設の設置者についてお伺いいたしますけれども、改正廃掃法で規定された廃棄物処理センター、そしてまたその他の第三セクター及び産業廃棄物処理業者など、産業廃棄物の処理を業として行うものを想定しているということですが、この中でも廃棄物処理センターというのが特定施設の設置者のメインになるのかどうか。そしてまた、廃棄物処理センターと特定施設との関係についてもお伺いをしたいというふうに思います。

(理事竹村泰子君退席、委員長着席)
あわせて、平成四年度に着工が予定されております四カ所についてはその設置主体はどこが当たるのか、お伺いをしたいというふうに思います。
○政府委員(小林康彦君) 特定施設の設置主体につきましては、お話しございましたように、第三セクターあるいは民間の処理業者を問わない制度でございますが、現在準備が進んでおります状況を見ますと、特定施設の設置者として当面廃棄物処理センターが先行するというふうに私も見ております。

この第三セクター方式によりまして、廃棄物処理法で指定を受けます廃棄物処理センター、平成四年度に指定を受け、さらにこの法律に基づきまして特定施設の計画に着手できる体制のところといたしまして、具体的に岩手県、福岡県等準備が進んでおるところでございます。ほぼ本法律に沿っての準備状況というふうに私も承知しております。

○勝木健司君 この法案によりまして特定施設の

整備が推進されることになるわけでありまして、先ほどからもありますように、現在既に条例、要綱という形で産業廃棄物の流入を規制する条、要綱というのが相当数あるわけでありまして、それとこの法案との関連はどのように考えたらいいかお尋ねをしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) 現在の都道府県の要綱は現行の廃棄物処理法に基づくものでございまして、改正されました後の廃棄物処理法につきましては、どのようにいたしますかということ、都道府県の自主的な判断に任せておるところでございます。

しかし、要綱の中にございます産業廃棄物の流入を抑制しようという部分につきまして、この法律との関係を申し上げますと、この法律では産業廃棄物処理施設の設置促進のために主務大臣の認定によりまして特定施設の設置促進、緑化施設等の周辺整備施設の整備によりまして地域住民の理解の増進、都道府県によりまして特定周辺整備地区の指定と公共施設の整備によりまして立地上の支援、指定地域内におきます各種規制との整合性の調整、さらに振興財団等が行います債務保証業務等による処理施設の建設の支援などの措置を講ずることとしております。

こうした施策によりまして、産業廃棄物処理のモデルとなるような施設の整備が進められ、産業廃棄物処理施設の全体的なレベルアップが図られることによりまして、産業廃棄物処理に対する信頼性が向上し、都道府県等が要綱等によって流入規制を行う背景の解消に資する、こうした役割を期待しておるところでございます。

○勝木健司君 決して私も地方の独自性を阻害するわけではありませぬけれども、廃棄物処理のための全国的な国家、国民的な視点に立つて積極的な地方公共団体の調整を行政として実施してもいいんじゃないかというふうに思うわけでありまして、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 改正されました廃棄物

処理法の中で、国が産業廃棄物の計画に對し、まして情報の提供等援助する規定も置かれておるところでございます。さらに、今回の法律で特定施設を中心にしたしまして適切な産業廃棄物処理施設の整備、これを地域の理解と協力が得やすい形で進める制度も御提案をしておるところでございます。この二つの流れを合わせまして、広域的な移動が必要な場合にはそれが円滑に進むよう、そうした方向に資する方向を目指したいというふうにご考えておるところでございます。

○勝木健司君 産業廃棄物の処理施設を整備する上で地域住民の理解を得ることは非常に重要な問題だと思っております。本法案におきまして主務大臣が整備計画を認定するに当たり、都道府県や市町村の意見を聞かなければならないということになっておるわけでありまして、この意見を聞くとは一体何についての意見を聞くのか、お伺いをしたいというふうに思います。

衆議院での質疑においては、周辺住民の同意取得の可否というものは意見聴取の内容とはしないというふうに厚生省は答弁されておるわけでありまして、都道府県や市町村の意見を聞いたが地域住民の理解を得られなかったケースの場合に、特定施設の整備が行われないと考えていいのであるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) まず、特定施設の認定に際しまして都道府県に意見を聞くという制度を入れておるわけでございますが、その意見を述べます都道府県の役割という点には幾つかの要素があるというふうに考えております。

一つは、知事は廃棄物処理法十一条に基づきましてその区域内の産業廃棄物処理計画を定めるといふ役割を負っております。また、産業廃棄物処理の許可や産業廃棄物処理施設の設置の許可、これは都道府県知事が行うこととされておりますので、いわばこれは産業廃棄物の処理という立場での知事でございます。

また、都道府県知事は都道府県公安委員会あるいは教育委員会等行政委員会も含めまして、各種

の規制あるいは指導権限を有しますとともに、公共施設整備に係る事業を実施しているところでございます。こうしたさまざまな要素を含んだ知事に意見を聞く、こういうことになっておるところでございます。したがって、特定施設に係ります整備計画の認定に際しましては、この産業廃棄物処理計画等との整合性を図り、また都道府県行政との間で調整を図ることができるよう、主務大臣は都道府県に對して意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう努めなければならないこととしたところでございます。

地元住民の強い反対があった場合どうかというお尋ねが後半にございました。特定施設の整備に当たりまして、地元の理解と協力を得ることは大変重要なことと考えております。このためには、ただいま申し上げました特定施設の整備計画の認定に当たりまして、都道府県や市町村の意見を聞き、その意向を十分に反映させた認定を行うこととしております。

また、制度といたしまして、産業廃棄物の処理施設と一体的に整備される緑化施設、集会所、スポーツ、レクリエーション施設等の周辺整備施設に對し、N.T.T.・Cタイプ等の融資を受けられるようにして、周辺住民の意向を踏まえ、また施設を産業廃棄物の処理施設とあわせて設置することができるとしてあります。さらに、都道府県が道路、公園等の公共施設を一体的に整備することによりまして、特定施設の立地に対する理解を得やすくするようにしていただいております。

これらの手続や措置によりまして、地元市町村との調整が十分行われ、地元の理解と協力が得られる整備計画が認定されるものと考えておられまして、そうした効果をねらって幾つかの施策を組み込んでおるところでございます。

○勝木健司君 ただいま特定周辺整備地区の指定に對してお答えいただいたわけでありまして、特定施設の整備によってその生活環境等が著しく変化すると認められた地区で、その変

化による影響を緩和するために公共施設の整備を図ることが適当と認められるものに対して指定するということであるが、そこで、特定施設の整備によって生活環境等が著しく変化しない地域などあり得るのかということでありまして、都道府県はどのような基準で生活環境等が著しく変化を認めるかということに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 特定周辺整備地区の指定は、特定施設の整備によりまして生活環境が著しく変化を認めるかということに依る場合に、その変化によりまして影響を緩和するため関連公共施設の整備を図ることが適当と認められる地区について都道府県知事が指定する、こうしたねらいのものでございます。

具体的には地区の指定を行います判断につきましては、例えば特定施設が立地することによりまして、収集、運搬のための車の交通量が増加するために交通の安全確保等の観点から道路を拡幅する、そうしたような状況、あるいは特定施設の立地との関係で生活環境等への著しい影響を緩和いたしますために公共施設の整備を図ることが適当と認められるか否か、こうした点を基準とするということとしておるところでございます。

○勝木健司君 本法案の第三条では基本指針を定めるものとなっております、第三条の第二項では、第一号から第七号まで基本指針の内容となる各事項が書かれておられるわけですが、その第六号には「環境の保全その他特定施設の整備に際し配慮すべき重要事項」という規定があります。ここで言う「重要事項」としては、特定施設の整備に際して環境の保全、災害の防止等に配慮すべきこと等を定めるとのことですが、基本指針の内容として、特定施設について必要に応じて環境に与える影響を調査、検討する旨の記述をするということについて現在検討しておられるということに承っております。ここで言います必要に応じてということは一体何を意味するのであるのかお伺いしたい。

廃棄物処理施設の環境アセスメント、影響評価について、三十ヘクタール以上の最終処分場について環境アセスメントを実施しておりますが、必要に応じてということは、それ以下の広さでもアセスメントを行うという意味も含まれておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 三十ヘクタール以上の最終処分場につきましては、閣議決定に基づきまず環境影響評価を実施するものでございます。本法案の特定施設につきまして、基本指針の内容として、必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させていく旨記述することも検討しているところでございますが、三十ヘクタール以上のアセスの実施はこれに含まれておりますが、それ以下のものにおきましても、必要に応じていたしますのは、特定施設の立地、規模、施設の種類などの内容や受け入れる産業廃棄物の種類や量などに応じて個々具体的に判断され、必要なものにつきまして調査、検討し、その結果を施設の整備に反映していくこととしておるところでございます。

○勝木健司君 時間の関係で次に進ませていただきますが、最終処分場のうち安定型処分場においては、施設が完了して満杯になつた後もそこから排出される汚水が大問題になってきたまなトラブルを巻き起こしておられるところであり、これについて厚生省は、安定型の最終処分場から出る排水で問題がある場合は、そこに搬入される廃棄物に問題がある場合であつて、管理を徹底することによって安定型処分場の本来の機能を果たさせたいというふうにご答へられておられるわけですが、管理を徹底するということは具体的に一体何を意味しているのか、管理徹底によってこうしたトラブルを本当に防ぐことができるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 安定型処分場に搬入されます廃棄物は、一般に安定五品目とされており、搬入されます限りは汚水の浸出等によりま

す環境上の問題は生じないというふうにご答へておられます。

ただ、現実にはそれらに混入をいたしまして有機物の多いものがまじっている等の事例がございます、私どもの調査でも、昭和六十一年四月以降平成元年十二月の調査時点まで全国で十二件、周辺に對します汚水の流出等の事故があるわけでございます。このため、安定型処分場に搬入されます廃棄物につきまして、その管理の徹底、指導、監視を指示してきておるところでございます。搬入されます廃棄物の管理の徹底で本来の安定型処分場としての機能が環境上問題ない形で果たし得るものと考えております。

○勝木健司君 具体的にお伺いいたしますけれども、東京二十三区の一一般廃棄物の全量と産業廃棄物の一部は東京湾の中央防波堤外側処分場というんですか、処理をされておりますが、ここはうまくいっても一九九五年までしかもたないとい計算されておるといふふうに聞いております。

そこで、東京湾の中央防波堤外側処分場の沖に新処分場の建設が予定されておるといふふうに聞いておりますが、建設のめどについて一体どうなつておられるのかお聞きしたい。

そして、あわせて東京フェニックス計画のめどについてもお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 東京都では、現在使用しております最終処分場、中央防波堤外側埋立処分場が平成七年度で終了予定ということもございまして、次の最終処分場の整備の計画を検討しておられる段階でございます。

した手順を踏みながら平成六年度から建設工する予定で進んでいるというふうに私も報告を受けておるところでございます。

東京湾のフェニックス計画の進捗状況についてのお尋ねがございましたが、首都圏におきまして廃棄物の適正処理を広域的に確保し、あわせて東京湾におきまして港湾区域の秩序ある整備を図りますために、厚生省では運輸省と共同いたしました東京湾フェニックス計画に係ります基本構想を昭和六十二年四月に作成いたしました。その具体化につき関係地方公共団体に働きかけ協議を進めておるところでございます。これを受けまして現在七都府市の首脳会議、先般まで六都府市でございましたが、いわゆる首都圏サミットで基本構想の取り扱いが検討されました結果、この首都圏サミットの会議の下部組織でございます廃棄物問題検討委員会が廃棄物の広域処理に關します検討を行います中で基本構想を検討することとされておりました。現在同委員会を中心に検討が進められておられる段階でございます。

現在、まだ首都圏共同して広域最終処分場の整備に進もうというところまで至っておりませんが、地方公共団体との協議を進め、首都圏におきまして広域処理の早期具体化に向けまして、厚生省として努力してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 次に、リサイクルとの関連についてお伺いしたいというふうに思いますが、産業廃棄物の問題を根本的に解決するためには減量化、再生利用を徹底的にあわせて進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。本法案は最終処分場の確保を促進するために提出されたものではあります。結果として減量化や再生利用の動きに水を差すものであつてはならないというふうに思っております。この点について厚生省の御見解をお伺いしたい。そして本法案では減量化やあるいは再生利用についてどのように配慮をされておられるのか御説明をお願いしたいというふうに思っています。

○勝木健司君 次に、リサイクルとの関連についてお伺いしたいというふうに思いますが、産業廃棄物の問題を根本的に解決するためには減量化、再生利用を徹底的にあわせて進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。本法案は最終処分場の確保を促進するために提出されたものではあります。結果として減量化や再生利用の動きに水を差すものであつてはならないというふうに思っております。この点について厚生省の御見解をお伺いしたい。そして本法案では減量化やあるいは再生利用についてどのように配慮をされておられるのか御説明をお願いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦) 増大をいたします廃棄物にとりまして、リサイクルの推進、そのリサイクルを念頭に置きました社会経済システムの構築といえますのは今後極めて大きな課題と認識をしております。昨年十月の廃棄物処理法の改正でもその方向を強く打ち出させていたところでございます。

今回の法律もその理念に基づいておるものでございまして、リサイクルの促進に努めながら、かつ廃棄物の適正処理を進めていこう、その適正処理の一端をいたしまして、この計画に基づきます特定施設の整備計画には産業廃棄物の再生という機能、再生をするための処理施設ということも含めることができるようになっておりました。それらに対しても本法案に盛り込まれました種々の措置が講じられ、リサイクル関係の整備も促進できるという制度になっておるわけでございませう。

これに関連をいたしまして、再生資源利用促進法、いわゆるリサイクル法の第二条第二項の政令で定めます再生資源に係る特定業種を所管いたします省庁のリサイクル法に基づきます再生利用の取り組みにも配慮いたしまして、そうした施設整備も含めて行うことも想定をし、特定施設の主務大臣を定めておるところでございます。

こうした状況でございますので、本法案は減量化、再生利用にも資する内容を持つておるものと考えております。

○勝木健司君 経団連が昨年の十一月に発表いたしました「産業廃棄物に係る最終処分確保のための課題」と題する中間報告におきましては、今後跡地管理が厳しくなっていく、そして長期管理の必要性も増すと考えられることから埋立処分のコストはさらに上昇すると予想されておるところでございます。

その一方で、再資源化のコストは技術革新や処理規模の拡大に応じて将来低下をしていくであろう、その結果再資源化コストと埋立処分コストの差は狭まってくるであろう、最終的には一致する

と予想されておるわけでありませう。現在はコスト面からいって、リサイクルコストよりも埋立処分コストの方が安いことが産業廃棄物の再資源化が円滑に進まない要因とこの中間報告でも指摘をされております。

このような将来のコストを考慮して、環境負荷を最小限にする廃棄物処理システムをつくるためには、埋立処分よりも再資源化により力を入れるべきであるというふうな考えですが、厚生大臣の考え方があれば、聞かせていただきたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦) 廃棄物処理につきましても、コストが増大しておりますし、お話しのように技術的な進歩もございまして、リサイクルのコストが低減することも期待をされるわけでございます。廃棄物処理の立場からも、リサイクルが促進をされ、出てきます廃棄物が減少することは歓迎すべきこととございまして、リサイクルの促進に大いに力を入れていくべきと考えております。

しかしながら、リサイクルを徹底いたしまして出る量が減りましても、廃棄物として処理を要する量が存在することもまた確かでございます。リサイクルの推進とともに廃棄物の適正処理の体制をあわせて整備していきまことが生活環境保全上からも必要なことと考えておりました。私も常々車の両輪という表現を使わせていただいておりますけれども、車の両輪として取り組んでいくべき課題というふうに認識をしております。

○勝木健司君 厚生省は現在、生活環境審議会の中に廃棄物減量化・再利用専門委員会を設けておられる、そして廃棄物処理法の改正を踏まえて廃棄物の減量化、再生利用対策の進め方について今月中をめどに中間報告を取りまとめる予定ということですが、具体的にはそこでどのような方策が取りまとめられる予定であるのか、中間報告の概要とか、今後の方針についてお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦) お話のございました専門委員会におきまして、廃棄物処理法の改正を踏まえまして廃棄物の減量化、再生利用対策の検討をお願いしております。近頃一般廃棄物のごみに対します検討結果を取りまとめたいただける予定でございまして、その後産業廃棄物につきまして引き続き検討していただくこととしております。

ごみに対しましてこの委員会に私どももまとめていただきたいと思っておりますことは、ごみの減量化、再生利用を必要といたします背景をまず正確に分析整理をしていただきたいということ、それからごみの減量化対策に取り組みます場合の基本的考え方をお示しいただきたいこと、そして、具体的にごみの排出抑制目標及び再生目標をお示しいただきたいこと、さらに排出抑制及び再生利用のための具体的方策についての提言をまとめていただきたいこと、このような中身で検討をいただいておりますこととございませう。

○勝木健司君 リサイクルを支えるいわゆるリサイクル業者も、産業廃棄物の処理業者と同様にその多くが中小零細企業から成り立っているのが現状であるわけであります。しかし、最近その一部に廃棄物処理等を初めとする他部門への進出によりまして企業体質の強化を図っているものもあるということでありまして、これは最近のリサイクルブームをビジネスチャンスとして先取りをしようという動きと言えらるものでありますけれども、本法案によりまして産業廃棄物処理業者の育成が講じられるわけでありませうが、同時にこうした零細リサイクル業者の育成も念頭に置かなければいけないんじゃないかと思っております。その辺の考え方についてお伺いいたします。

○政府委員(小林康彦) この法案では、産業廃棄物の再生を含めました処理を行う業者の大部分が現状をいたしまして中小企業で信用力、資本力が不十分な状況であることにかんがみまして、産業廃棄物処理事業振興財団を制度化したしまして、中小零細の再生業者を含めた産業廃棄物の処理業者に対します支援措置を講ずることとしたものでございませう。

○勝木健司君 そこで、振興財団についてお伺いしたいというふうに思いますが、今回官民の共同によって産業廃棄物処理事業振興財団を設立することになっておりますが、この振興財団の業務内容について簡単に御説明願いたいと思っております。

○政府委員(小林康彦) ただいま御指摘ございましたように、産業廃棄物の処理で重要な役割を担っております処理業者の大部分が中小企業であり、信用力、資本力が弱いことなどのために処理施設の整備が円滑に進められていないという状況がありますことから、産業廃棄物処理業者等に対します事業振興措置を行います産業廃棄物処理事業振興財団を新たに設立いたしまして、この法律において厚生大臣の指定法人としてまず位置づけることとしております。

この財団が行います具体的な業務といたしましては、法に基づきまして厚生大臣等主務大臣が認定を行いました計画に基づいて施設整備を行います事業等のために必要な資金借入れに係る債務保証が一つ大きな業務の柱でございます。次に、産業廃棄物に係ります高度技術の開発を行う者及びその事業化を行う者に対します助成金の交付、技術開発及び初期的な事業化というものに対する助成策でございます。三つ目は、産業廃棄物に係ります高度技術の開発や利用に関する研修指導等、産業廃棄物の処理を受託いたします人を中心にいたしまして、技術開発あるいは研修等を共同に行う者に対する援助でございます。

なお、これらの業務を行いますために、財団におきまして国、地方公共団体、民間事業者等の拠出によりまして基金を造成することとしておるところでございます。

○勝木健司君 産業廃棄物の処理事業の振興のために政府主導の新たな財団法人ができるわけでありませうけれども、今お伺いした範囲ではわざわざ新しくこうした財団法人をつくる必要性が本当にあるのかどうかと思うわけでございまして、行革の

精神からすれば既存の組織で何とか活用できなかったのかとも考えられるわけでありますが、もう一度現在の組織ではなかなか難しいという御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理業者は大部分は中小企業でございます。信用力、資本力が不十分でございます。また、産業廃棄物処理施設の特性として、金融機関が貸し付けを行います際に担保権を設定のしにくい資産であるという特性がございますので、処理業者が施設を設置するための借入れに当たっての担保が不足しているという状況がございまして、これが産業廃棄物処理施設の設置が大変困難になってきている要因の一つと考えております。

したがって、産業廃棄物処理施設の整備に係ります借入れに対して専門的に債務保証を行う制度を創設することが処理施設の円滑な設置のために不可欠でございますが、現状においてこのような機能を果たします制度が、適切な組織が現在存在していないという状況でございます。このため、この法案におきまして民間事業者の拠出に国庫補助及び地方公共団体からの協力を加えて基金を設けまして、産業廃棄物処分業者等の施設整備のための資金借入れに係る債務保証等を行う財団法人を新たに設立をし、これを厚生大臣の指定法人として育成していくこととしたものでございます。

○勝木健司君 この振興財団であります。地方公共団体及び民間事業者の拠出によって五年間で総額百二十億から百二十五億程度の基金を造成することとなっております。また、本法案の成立後、この基金のための資金確保に焦点が移るとも報道されておりますけれども、果たして民間からそれだけの厚生省が期待するように資金を集めることができるのかどうか。経済界は、聞くところによりますと、土地の確保あるいは採算性等々の面で本当に出資に見合った利益が得られるのかどうか確信が持てないと主張しておられるというふうに聞いております。現在、経済界との出

資交渉はどうなっておるか、厚生省の計画どおり出資を引き出すことができるのかお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の処理につきましては、排出事業者責任の原則をとっております。排出事業者がその産業廃棄物をみずから処理をするかあるいは適正な処理費用を負担いたしまして産業廃棄物処理業者に委託をして処理することとされておるところでございます。

振興財団は、産業廃棄物の処理施設が著しく不足している状況におきまして、排出事業者がこのような責任を十分に果たすための環境整備を図るものでございます。さらに、排出事業者にとりまして、この財団の行います債務保証等によりまして特定施設の整備の促進が図られますれば、規模の経済等が働いて処理の効率性が向上をし、産業廃棄物を適正に処理するため要する費用が軽減されるという期待が持てるわけでございます。また、特定処理業者への支援を行う場合と比較をいたしますと、リスクの分散あるいは効果的な資金援助が図られること等のメリットも期待できることとございまして、これらも考え、拠出金について税制上損金算入の特例も受けられるということにございまして、排出事業者の責任の観点及びこの事業により効果もあわせ、相当額の拠出金を集めることができるものと考え、そのための理解と支援といましようか、尽力を現在要請しておるところでございます。

○勝木健司君 もう時間になりましたので、最後に、平成二年の十二月の生活環境審議会の答申におきましては、産廃「処理業者への委託料金が適正処理コストを下回るような実態を是正するため、委託契約において排出事業者に適正な処理コストを負担させるような制度が必要である」と指摘しておるわけでありまして、しかしながら、さきの廃掃法改正時におきましては、私契約の自由との兼ね合いもあって適正処理コスト負担に係る規定の導入には踏み切れなかったわけでありま

す。廃掃法改正時には処理費用適正化の啓発に努めると厚生省は答弁をされておりますが、その後、この問題についてのどのような指導を行ってきたのかお伺いしたい。

本法案によって処理業者の育成策として振興財団による債務保証等の諸施策が講じられるわけでありませうけれども、処理費用の適正化なくして優良な処理業者の育成はできないと考えますが、厚生大臣、御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 産業廃棄物の処理料金につきましては、原則としては排出事業者と処理業者との間で自由な取引により決められるべきものでございます。そういうことで処理施設の需要と供給の関係の変化により影響を受けることはまた当然であります。個別の処理業者については見ても処理方法、取扱量などにより処理にかかる経費は異なっておりまして、それらの点から料金の額について直接指導することは独禁法等の問題もありなかなか難しい問題であると思っております。

○委員長(田淵勲二君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後四時十分散会

四月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一四一九号)
- 一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一四二〇号)
- 一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一四二二号)
- 一、公的年金制度改善に関する請願(第一四二九号)
- 一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(第一四三〇号)
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者

及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一四三八号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一四四二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一四四八号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一四四九号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一四五〇号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一四四二号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一五〇〇号)(第一五〇四号)(第一五〇五号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一五〇六号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一五〇九号)(第一五一〇号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一五一一号)(第一五二三号)(第一五二四号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一五二五号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願(第一五一六号)(第一五一七号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一五一八号)(第一五二四号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一五二五号)(第一五二八号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一五二九号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一五三〇号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一五三四号)(第一五三六号)

一、国民医療の改善に関する請願(第一五三七号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一五三八号)(第一五三九号)(第一五四一号)(第一五四二号)(第一五四三号)(第一五四四号)(第一五四五号)(第一五四六号)(第一五四七号)(第一五四八号)(第一四九号)(第一五五〇号)(第一五五一号)(第一五五二号)(第一五五三三号)(第一五五四号)(第一五五七二号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一五七四号)(第一五七八号)(第一五七九号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一五八三三号)

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一五八四号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一五八五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六〇五号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一六〇七号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一六〇八号)

一、国立腎(じん)センター設立に関する請願(第一六一〇号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六一二二号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一六一三三号)

第一四一九号 平成四年四月十日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(三十三通)
請願者 熊本市高橋町四〇一ノ九 池田和代 外百四十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一四二〇号 平成四年四月十日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(十二通)
請願者 熊本市健軍町二、三〇五ノ三三 河上嘉代子 外百二十三名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一四二二号 平成四年四月十日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

(十四通)
請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九四ノ二九 福山勝洋 外百三十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一四二九号 平成四年四月十日受理
公的年金制度改善に関する請願
請願者 千葉県印旛郡印西町大森四、四五〇ノ一四九 伊藤弘 外九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一四三〇号 平成四年四月十日受理
より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願
請願者 千葉市花見川区南花園一ノ三四ノ一二ノ二〇二 津久田昭彦 外五千名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第一四三八号 平成四年四月十日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県須坂市大字枋倉一五ノ三 穂刈成幸 外百五十一名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四四一号 平成四年四月十日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
請願者 奈良市中辻南方町五二 大西宏一 外百三十九名
紹介議員 服部 安司君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一四四二号 平成四年四月十日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝

たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 山梨県甲府市岩窪町五一五ノ七 大沢京子 外九十九名
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四四五号 平成四年四月十日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県松本市開智一ノ一六ノ一〇二 田淵康次郎 外二百四名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四四八号 平成四年四月十三日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(十五通)
請願者 熊本市大江四ノ一七ノ二二 山田文博 外七十四名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一四四九号 平成四年四月十三日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(十三通)
請願者 熊本市花園五ノ五ノ一ノ五〇一 桑原洋征 外百三十一名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一四五〇号 平成四年四月十三日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(三十二通)
請願者 熊本県菊池郡合志町栄一、二二五 井本勝則 外三百十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一四八一号 平成四年四月十三日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨県塩山市福生里四八五ノ四
川村やす江 外七十四名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四八二号 平成四年四月十三日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 福岡県久留米市長門石二ノ九ノ八
一 山崎憲二 外九百九十九名

紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一四八三号 平成四年四月十三日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町松本一、〇
六三 大林正

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一四八五号 平成四年四月十三日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 岩手県紫波郡紫波町中島字前郷三
九ノ三 森田晃 外九十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一四八六号 平成四年四月十三日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 岩手県釜石市鶴住居町二四ノ六ノ
三 菊池光明 外九百九十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一四八八号 平成四年四月十三日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い

に関する請願

請願者 宮城県古川市新田字大西一ノ二七
社団法人宮城県鍼灸按摩マッサー
ジ指圧師会会長 上野照

紹介議員 針生 雄吉君
この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第一四九〇号 平成四年四月十三日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市大字漆戸三二ノ一
柳沢良二 外十四名

紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四九一号 平成四年四月十三日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県小県郡丸子町大字生田三、
四三六ノ二 渡辺三良 外十名

紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一四九四号 平成四年四月十四日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三十通)

請願者 熊本県菊池市大平大柿二二一 横
手鉄雄 外百四十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一四九五号 平成四年四月十四日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(十四通)

請願者 熊本市健軍本町一九ノ一三 梅村
照 外百四十四名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一四九六号 平成四年四月十四日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(三十七通)

請願者 熊本県菊池市西寺一、七二二ノ二
上田やす子 外三百六十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一五〇〇号 平成四年四月十四日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大庄中通三ノ四七
安田正義 外九十九名

紹介議員 片上 公人君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一五〇四号 平成四年四月十四日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 奈良県橿原市地黄町二九〇ノ二五
成田真紀子 外百名

紹介議員 吉田 之久君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一五〇五号 平成四年四月十四日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 岩手県北上市立花一八ノ三六 平
野照子 外九十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一五〇六号 平成四年四月十四日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡東山町松川字三室
九七ノ三 菅原のり子 外四百六
十九名

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一五〇九号 平成四年四月十四日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三十通)

請願者 青森県八戸市須家二ノ七ノ四 桜
庭善也 外二千九百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五一〇号 平成四年四月十四日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山町三ノ五、六七
六 久保田しげみ 外六千六百六
名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五一一号 平成四年四月十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市大字住吉八〇ノ一
丸山政行 外二十九名

紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五一三号 平成四年四月十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市中央四ノ二ノ一三
中村政雄 外十二名

紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五一四号 平成四年四月十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市大字五加一、一二九
ノ一 永井孝明 外九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五二四号 平成四年四月十四日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市中屋町 作田真澄 外二百九十九名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一五一六号 平成四年四月十四日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願

請願者 三重県津市桜橋二ノ一三〇社団法人三重県鍼灸マッサージ師会会長 伊藤由尋 齋藤 十朗君

紹介議員 齋藤 十朗君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第一五一七号 平成四年四月十四日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願

請願者 愛媛県松山市久万ノ台八七〇社団法人愛媛県針灸、按摩、マッサージ、指圧師会会長 菅正起

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第一五一八号 平成四年四月十四日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市五加 上沢郁之男 外百六名

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨市上栗原九七四 大澤卓 外九十七名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五二五号 平成四年四月十四日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(二通)

請願者 香川県高松市新田町六三二ノ三 植村典昭 外千九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五二八号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(十九通)

請願者 熊本市春日一ノ一四一〇 福山 達郎 外九十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五二九号 平成四年四月十五日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(十一通)

請願者 熊本県八代市古閑下町二九一 向井君子 外百十二名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一五三〇号 平成四年四月十五日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(四十一通)

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一五三六号 平成四年四月十五日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 川崎市多摩区三田三ノ二ノ五ノ四〇四 河合勝弘 外二千四百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一五三七号 平成四年四月十五日受理

国民医療の改善に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市朝氣一ノ三ノ一九 山内正海 外四百三十九名

紹介議員 磯村 修君

四月一日実施の診療報酬改定を見ると、差額室料の拡大や受診の予約制などは、保険でみないと

なっている。このような動きが、医療法「改正」案・健康保険「改正」案で更に進み、医療・福祉が後退

することが心配される。ついては、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられるよう、次の事項について実現を図らねばならない。

一、国庫補助率の引下げなど健康保険の「改正」をやめること。健保本人十割給付を復活

し、給付を改善すること。

二、老人を始め、すべての国民が平等に医療機関にかかれなくなる、医療法の「改正」をやめること。

三、すべての患者に保険で行き届いた医療が得られる診療報酬とすること。特に老人への医療差別、入院給食の保険外などの患者負担増を行わないこと。そのために必要な財源は国が負担すること。

四、実効ある看護婦確保法を制定し、ホームヘルパーなどを大幅に増やすこと。

第一五三八号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三通)

請願者 静岡県駿東郡長泉町中土狩五五七ノ五二ノ八〇一 加藤喜美子 外二千九百九十九名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五三九号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 長崎県大村市久原二ノ一、〇〇一ノ一 橘清美 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五四一号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 熊本市鷹町一、一二〇 宮川洋一 外二千三百五十七名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五四二号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市咲が丘三ノ七ノ一一 黒沼正一 外二万三千五百五十七名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五四三号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜一ノ二五ノ一五 松尾素 外二万三千五百五十七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一五四四号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 北海道厚田郡厚田村大字聚富村字 春別 西村貴哉 外二万三千百五

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五四五号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 京都市南区唐橋門脇町六、S. T. M. O.N.五〇六 石田博行 外二万三千五百五十七名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五四六号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 京都市右京区太秦垂美山町一ノ三 四 田中章夫 外二万三千五百五十七名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五四七号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 石川県鹿島郡能登島町半浦 竹本 正平 外二万三千五百五十七名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五四八号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 青森県弘前市宮園四ノ一六ノ四 棟 方みや子 外二万三千五百五十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五四九号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内村新町九ノ三九 刈田敬 外二万三千五百五十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五五〇号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 奈良市神功一ノ四ノ一二二 平井 章 外二万三千五百五十六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五五一号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 岡山市西大寺南一ノ二ノ三 三宅 さとみ 外二万三千五百五十六名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五五二号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 横浜市旭区若葉台四ノ一四 武部 文子 外二万三千五百五十六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五五三号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 三重県名張市桔梗が丘八ノ一ノ一 森田文恵 外二万三千五百五十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五五四号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 埼玉県北本市中丸七ノ二八四 宮崎 崎時 外二万三千五百五十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五七二号 平成四年四月十五日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町前山字露山下八三 戸沢ひとみ 外五百二十四名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五七四号 平成四年四月十五日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願

請願者 長野県上田市本郷六〇九ノ九上 村宗良 外九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五七八号 平成四年四月十五日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願

請願者 長野県上田市五加上原一、〇〇七ノ三 嶋田力夫 外二十五名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五七九号 平成四年四月十五日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願

請願者 長野県小県郡九子町大字生田三、四四二 吉池英勝 外三十一名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五八三号 平成四年四月十六日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(十一通)

請願者 熊本県鹿本郡鹿本町大字合里三、五三三 松井克子 外五十四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一五八四号 平成四年四月十六日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(十六通)

請願者 熊本市沼山津三ノ七ノ一六 佐藤 陽久 外百五十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一五八五号 平成四年四月十六日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(四十七通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、七九六 中井豊子 外四百六十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一六〇五号 平成四年四月十六日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三通)

請願者 滋賀県大津市観音寺一五ノ五 山本和夫 外二千九百九十九名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一六〇七号 平成四年四月十六日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡永源寺町高木一、一九二ノ一 福井均 外二百六十七名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一六〇八号 平成四年四月十六日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡千厩町千厩字梅田 九ノ三〇 菅原正儀 外九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第一六一〇号 平成四年四月十六日受理
国立腎(じん) センター設立に関する請願

請願者 三重県安芸郡安濃町曾根七七三ノ
六 橋浩一

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一六一二号 平成四年四月十六日受理
看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 長崎県諫早市富川町一、一〇二
小野リキエ 外三百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一六一三号 平成四年四月十六日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市大字五加二三三八 甲
田一 外九十九名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

五月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六
二〇号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関す
る請願(第一六二二号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する
請願(第一六二二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六
二六号)

一、希少難病患者の医療・福祉の充実に関する
請願(第一六四七号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関す
る請願(第一六四八号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する

請願(第一六四九号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一六五
二号)

一、保健医療・福祉マンパワー確保のための立
法と確保対策の具体化に関する請願(第一六
五七号)(第一六五八号)(第一六五九号)(第一
六六〇号)(第一六六一号)(第一六六二号)(第
一六六三号)(第一六六四号)(第一六六五号)
(第一六六六号)(第一六六七号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者
及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居
可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第
一六六八号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六
七〇号)

一、保健医療・福祉マンパワー確保のための立
法と確保対策の具体化に関する請願(第一六
七六号)

一、より安全な水道水の水質基準見直しに関す
る請願(第一六七八号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一六
八三号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関す
る請願(第一六八四号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する
請願(第一六八六号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者
及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居
可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第
一六九〇号)

一、国立腎(じん) センター設立に関する請願
(第一六九二号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の
取扱いに関する請願(第一六九三号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一六九

四号)

一、中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会
的・経済的地位向上に関する請願(第一六九
五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七
〇〇号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関す
る請願(第一七〇二号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する
請願(第一七〇二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七
一一号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一七一
五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七
二〇号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者
及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居
可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第
一七二二号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第一七二
三号)

一、カイロプラクティックなど医療類似行為の
取扱いに関する請願(第一七二四号)(第一七
二五号)(第一七二六号)

一、国立腎(じん) センター設立に関する請願
(第一七二七号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七
二八号)

一、保健医療・福祉マンパワー確保のための立
法と確保対策の具体化に関する請願(第一七
三二号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七
三三三号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する
請願(第一七三四号)

一、公的年金制度改善に関する請願(第一七三
五号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一七

三八号)

一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関す
る請願(第一七三九号)

一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する
請願(第一七四〇号)

一、保健医療・福祉マンパワー確保のための立
法と確保対策の具体化に関する請願(第一七
五三三号)(第一七五四号)(第一七五五号)(第一
七五九号)(第一七六〇号)(第一七六一号)(第
一七六二号)(第一七六三三号)(第一七六四号)
(第一七六五号)(第一七六六号)(第一七六七
号)(第一七六八号)(第一七六九号)(第一七七
〇号)(第一七七一号)(第一七七二二号)(第一七
七三三三号)(第一七七四四号)(第一七七五五号)(第
七七六六号)(第一七七七七号)(第一七七七八号)(第
一七七九九号)(第一七八〇〇号)(第一七八一
一七九二二号)(第一七八三三三号)(第一七八四
四四号)(第一七八五五号)(第一七八六六号)(第一七八
七七七号)(第一七八八八号)(第一七八九九号)(第一
七九〇〇号)(第一七九一一号)(第一七九二二号)(第
七九三三三号)(第一七九四四号)(第一七九五五号)(第
七九六六号)(第一七九七七号)(第一七九八八号)
(第一七九九九号)(第一八〇〇〇号)(第一八〇一
一八〇二二号)(第一八〇三三三号)(第一八〇四
四四号)(第一八〇五五号)(第一八〇六六号)(第一八
〇七七七号)(第一八〇八八号)(第一八〇九九号)(第
一八一〇〇号)(第一八一一一号)(第一八一二二号)(第
一八一三三三号)(第一八一四四号)(第一八一五五号)
(第一八一六六号)(第一八一七七号)(第一八一八
八八号)(第一八一九九号)(第一八二〇〇号)(第一八二
一一号)(第一八二二二号)(第一八二三三三号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一八
三五号)

一、重度心身障害者とその両親又はその介護者
及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居
可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第
一八三七号)

一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一八

四二号

- 一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一八四三号)
- 一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一八四七号)(第一八五七号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第一八六〇号)
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一八六四号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第一八六五号)(第一八六六号)(第一八六七号)(第一八六八号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一八六九号)
- 一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一八七五号)(第一八七六号)(第一八七七号)(第一八七八号)(第一八七九号)(第一八八〇号)(第一八八一号)(第一八八二号)(第一八八三号)(第一八八四号)(第一八八五号)(第一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)
- 一、福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のある福祉人材確保対策の確立に関する請願(第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一号)(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九四号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一八九七号)(第一八九八号)(第一八九九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)
- 一、看護婦確保法の制定に関する請願(第一九〇八号)
- 一、腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一九〇九号)
- 一、国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(第一九一〇号)
- 一、重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第一九二八号)

- 一、肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(第一九二九号)(第一九三〇号)
- 一、療術の制度化促進に関する請願(第一九五〇号)
- 一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第一九五二号)
- 一、肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願(第一九五三号)(第一九五五号)
- 第一六二〇号 平成四年四月十七日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(十四通)
請願者 熊本市南高江町三九ノ三 安田真由美 外百三十五名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。
- 第一六二一号 平成四年四月十七日受理
腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願(十一通)
請願者 熊本県菊池郡西合志町須屋二〇七 堀川由起子 外百九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。
- 第一六二二号 平成四年四月十七日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(四十四通)
請願者 熊本県本渡市亀川一、八七〇 小場佐昭正 外四百三十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。
- 第一六二六号 平成四年四月十七日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 京都市右京区太秦門田町一〇 野村勝美 外七千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

- 第一六四七号 平成四年四月十七日受理
希少難病患者の医療・福祉の充実に関する請願
請願者 大阪府枚方市長尾家具町五ノ一〇ノ二二 上村ふじ江 外九百九十九名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。
- 第一六四八号 平成四年四月十七日受理
腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪市東淀川区東中島四ノ五ノ二 二 木村養生 外七千二百二十名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。
- 第一六四九号 平成四年四月十七日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
請願者 大阪府守口市東町二ノ一三ノ二 高見若江 外四百三十一名
紹介議員 香脱タケ子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。
- 第一六五二号 平成四年四月十七日受理
公的年金制度改善に関する請願
請願者 岩手県東磐井郡川崎村薄衣字栃木 二四 小野寺トキコ 外九十九名
紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
- 第一六五七号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市陶原町六ノ一〇ノ二 吉田進 外千四百九十九名
紹介議員 足立 良平君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
- 第一六五八号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保

- 保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県知立市広見四ノ一〇 牧俊道 外千四百四十九名
紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
- 第一六五九号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県尾西市小信中島善場六ノ五 清水博 外五百九十九名
紹介議員 猪木 寛至君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
- 第一六六〇号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県津島市本町一ノ七二 永井雄治 外千四百九十九名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
- 第一六六一号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県岡崎市六名東町三ノ二二 大森美典 外六百九十九名
紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
- 第一六六二号 平成四年四月十七日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 愛知県知立市弘法町弘法山四五ノ二二 神谷建治 外千四百九十九名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一六六三号 平成四年四月十七日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 愛知県豊田市深田町一ノ八八ノ一 近藤厚子 外六百九十九名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 田淵 哲也君

第一六六四号 平成四年四月十七日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町本町二〇ノ三 白井剛 外六百九十九名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 寺崎 昭久君

第一六六五号 平成四年四月十七日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 名古屋瑞穂区松栄町二ノ四六 前山宜彦 外五百九十九名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 橋本孝一郎君

第一六六六号 平成四年四月十七日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 愛知県知立市西丘町西丘九二 村上忠義 外六百九十九名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 山田 勇君

第一六六七号 平成四年四月十七日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願(二通)

請願者 奈良県磯城郡田原本町薬王寺五一 三 森田勲 外六万四千四百四名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 高井 和伸君

第一六六八号 平成四年四月十七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市下吉田 小山田 とも代 外九十九名

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第一六七〇号 平成四年四月十七日受理

重度戦傷病者とその妻の援護に関する請願

請願者 兵庫県姫路市豊富町豊富一、四七 八 岩田誠一 外一名

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

紹介議員 中西 一郎君

一、1 重度障害に加えて高齢化により、長途の旅に鉄道を利用することが多くなったので、特急料金と同じ後払い制度に改善すること。

2 航空運賃の割引率を引き上げること。

二、昭和五十八年四月一日以降に平病死した戦傷病者の妻や、婚期の遅れによって給付金の低い妻に対しても速やかに一律の給付金が受けられるよう改善すること。

三、三号扶助料と障害基礎年金との併給制限を撤廃すること。

第一六七二号 平成四年四月十七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県松本市大字里山辺一、六三 五ノ三 堀内保三 外三百六十六名

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

紹介議員 向山 一人君

第一六七六号 平成四年四月十八日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷四ノ一九ノ八 東明男 外九十九名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

紹介議員 乾 晴美君

保対策の具体化に関する請願

請願者 東京都文京区本駒込六ノ一三ノ一 四ノ四〇一 鎌田信幸 外四千七百九十一名

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

紹介議員 西岡瑠璃子君

第一六七八号 平成四年四月十八日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 東京都文京区本駒込六ノ一三ノ一 四ノ四〇一 鎌田信幸 外四千七百九十一名

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

紹介議員 西岡瑠璃子君

第一六八三号 平成四年四月十八日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(四通)

請願者 熊本市並建町三五九 正木裕子 外十名

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

紹介議員 紀平 悌子君

第一六八四号 平成四年四月十八日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(三通)

請願者 熊本県菊池郡菊陽町原水三、四九 九ノ一 高村重敏 外二十九名

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

紹介議員 紀平 悌子君

第一六八六号 平成四年四月十八日受理

国立医療機関の資金職員の見直しに関する請願(二七通)

請願者 熊本県菊池郡合志町幾久富一、九 〇九ノ一、〇八一 樋渡久枝 外二百六十九名

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

紹介議員 紀平 悌子君

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 山梨県甲府市国母五ノ五ノ五 三 村政夫 外九十九名

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

紹介議員 前島英三郎君

第一六九二号 平成四年四月十八日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願

請願者 宮城県黒川郡富谷町あけの平二ノ八ノ一四 仲村悦義 要君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

紹介議員 遠藤 要君

第一六九三号 平成四年四月十八日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱いに関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町東町一ノマノ 三五 佐藤憲行 哲男君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

紹介議員 香掛 哲男君

第一六九四号 平成四年四月十八日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市余戸東二ノ四ノ一五 重友芳夫

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

紹介議員 仲川 幸男君

第一六九五号 平成四年四月十八日受理

中小自営業者婦人の健康と母性保護、社会的・経済的地位向上に関する請願

請願者 京都市右京区太秦一ノ井町一八ノ四〇 前田くに子 外四百九十九名

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

紹介議員 神谷信之助君

第一七〇〇号 平成四年四月二十日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(六通)

請願者 熊本市水前寺四ノ九ノ八郵政A P

ノAノ二一 豊山浩史 外十七名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第七〇一号 平成四年四月二十日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

(六通)

請願者 熊本市田迎町良町一、二〇一ノ二

四 山下典孝 外四十一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第七〇二号 平成四年四月二十日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

(五通)

請願者 熊本県菊池郡合志町栄三、三八八

ノ五 大嶋和博 外四十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第七一一号 平成四年四月二十日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 長崎県南高来郡有明町湯江丙九二

七 荒木貴 外九百九十九名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第七一五号 平成四年四月二十日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 岩手県一関市滝沢字水口七一

田一郎 外九十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第七二〇号 平成四年四月二十日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 滋賀県長浜市宮前町一五ノ二四

古澤みち子 外九百九十九名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第七二二号 平成四年四月二十日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝

たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会

福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県南佐久郡川上村秋山 太田

八郎 外百九十一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第七二三号 平成四年四月二十日受理

療術の制度化促進に関する請願(三通)

請願者 熊本県八代市大手町二ノ九ノ四

池内義房 外二名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第七二四号 平成四年四月二十日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い

に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前四ノ五ノ一

二社団法人福岡県鍼灸マッサージ

師会会長 梅原忠博

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第七二五号 平成四年四月二十日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い

に関する請願

請願者 秋田市川元開和町五ノ二六社団法

人秋田県はり師きゅう師あんま

マッサージ指圧師会会長 加賀谷

久治

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第七二六号 平成四年四月二十日受理

カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い

に関する請願

請願者 千葉県八日市場市春海七、四〇九

実川昭

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第七二七号 平成四年四月二十日受理

国立腎(じん)センター設立に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平四ノ一五公団

Eノ五〇ノ二〇七 松本裕子

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第七二八号 平成四年四月二十日受理

重度戦傷病者とその援護に関する請願

請願者 栃木県大田原市浅香一ノ五ノ二一

熊田金光 外一名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第七三二号 平成四年四月二十日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確

保対策の具体化に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田三九〇ノ三

松尾衆介 外四千三百九十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第七三三号 平成四年四月二十日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台一ノ一八ノ一

四 船越敬子 外九百九十九名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第三二九号と同じである。

第七三四号 平成四年四月二十日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 京都府福知山市南本堀一、二七九

芦田精市 外千三百九十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第七三五号 平成四年四月二十日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 京都市伏見区向島二ノ丸町一五一

高田玲子 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第七三八号 平成四年四月二十一日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三通)

請願者 熊本市渡鹿一ノ三ノ四 米田博親

外八名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第七三九号 平成四年四月二十一日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

(三通)

請願者 熊本県葦北郡芦北町大字女島一、

九一四ノ一一 藤井春好 外二十

九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第七四〇号 平成四年四月二十一日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

(二十九通)

請願者 熊本県菊池郡西合志町御代志二、

〇九一ノ一九 森川幾千代 外二

百八十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第七五三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確

保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市須磨区神の谷六ノ三ノ一〇

九ノ四〇六 清水盛 外四千八百五十九名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県高砂市曾根町二、八四九ノ六 増田薫 外四千八百五十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県西宮市大屋町一ノ九 金井淳二 外四千八百五十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町東二見一、一八〇 高橋智子 外四千八百五十九名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県明石市松が丘一ノ二〇ノ四 六 和田優弘 外四千八百五十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町野島江崎二六一 下原益代 外四千八百五十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七五九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市昆陽宮ノ前一八ノ一〇 清水和彦 外四千八百五十九名

紹介議員 飯 正敏君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市須磨区神の谷七ノ七ノ一〇 三ノ二〇一 樋口喜寿次 外四千八百五十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町富島 宗和寿 栄子 外四千八百五十九名

紹介議員 岩本 久人君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県多可郡八千代町中野間一、〇八〇 中村恵 外四千八百五十九名

保対策の具体化に関する請願

請願者 大阪府茨木市北春日丘一ノ一〇ノ二九 室田節子 外四千八百五十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町富島三九六ノ三 坂戸信夫 外四千八百五十九名

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市河内町三九六 鈴木美奈子 外四千八百五十八名

紹介議員 及川 一夫君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町石田七四三ノ五 高畑福恵 外四千八百五十八名

紹介議員 大瀧 絹子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県多可郡八千代町中野間一、〇八〇 中村恵 外四千八百五十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町浅野神田一九六 中井はつ子 外四千八百五十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町室津一、二二〇ノ一 広岡卓樹 外四千八百五十八名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七六九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市中富町一、三八八ノ一 金志節子 外四千八百五十八名

紹介議員 菅野 壽君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市殿原町一、〇八四 友重弘子 外四千八百五十八名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市殿原町一、〇八四 友重弘子 外四千八百五十八名

紹介議員 喜岡 淳君

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市大内町七九四 藤原 正一 外四千八百五十八名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市笠倉町四四六ノ一 甘中吉彦 外四千八百五十八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町北条六一八 大崎寿美 外四千八百五十八名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市垂水区日向一ノ六ノ一ノ一、四〇三 村上修治 外四千八百五十八名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡神崎町新田二二二ノ三 足立安宏 外四千八百五十八名

紹介議員 國弘 正雄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町栗田九四 行明美 外四千八百五十八名

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市田原町七六一の一 岡井厚美 外四千八百五十八名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市上道山町二三六 高井勝正 外四千八百五十八名

紹介議員 櫻井 規順君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七七九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市東剣坂町二一四 田中五男 外四千八百五十八名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市野田町一三七ノ一 山角誠一 外四千八百五十八名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市岸呂町四八四 杉本行穂 外四千八百五十八名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市西区玉津町出合一八ノ四ノ二〇二 中島進 外四千八百五十八名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町浅倉九五七 宮岡三郎 外四千八百五十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県出石郡出石町分二二九ノ二 炭屋秀行 外四千八百五十八名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市谷町二三五ノ一 宮長浩 外四千八百五十八名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市谷口町四七六 田中千津子 外四千八百五十八名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市東長町一七 上原一男 外四千八百五十八名

紹介議員 谷本 纈君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡福崎町南田原二、二四〇ノ四 中野明子 外四千八百五十八名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七八九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市野田町南田原二、二四〇ノ四 中野明子 外四千八百五十八名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市野田町南田原二、二四〇ノ四 中野明子 外四千八百五十八名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市青野町四二一 岡田 康廣 外四千八百五十八名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町東南五九 豊 田秀夫 外四千八百五十八名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市常吉町二七 吉田恵 美子 外四千八百五十八名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市笹倉町五八四 木村 信夫 外四千八百五十八名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市畑町一、九三六 増 田正晴 外四千八百五十八名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市中野町一、〇一二 吉田秀貴 外四千八百五十八名

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡福崎町西治一、四七 二ノ一 木村二郎 外四千八百五十八名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市佐谷町九〇七 蓬萊 淳子 外四千八百五十八名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市野田町四二三 山角 和好 外四千八百五十八名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一七九九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡日高町府中新六八 太田弘志 外四千八百五十八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市西横町四九六六ノ一 古角和則 外四千八百五十八名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市上芥田町五三ノ一 立脇昌 外四千八百五十八名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市大谷七七九 森田和 親 外四千八百五十八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市大磯町四ノ一六 島 田洋子 外四千八百五十八名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市小田井町二ノ二〇

井井昇 外四千八百五十八名

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市大村町一三五ノ一 前田真雄 外四千八百五十八名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県津名郡北淡町石田四八五 若本喜文 外四千八百五十八名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県明石市茶園場町三ノ二ノ四 〇四 佐々木秀子 外四千八百五十八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県飾磨郡夢前町古知之庄六七 五ノ一 田中義昭 外四千八百五十八名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八〇九号 平成四年四月二十一日受理

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町養田一、二

五八ノ一四 藤田 啓子 外四千八百五十八名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県高砂市米田町米田一〇ノ

五 大塚哲司 外四千八百五十八名

紹介議員 三上 隆雄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県姫路市打越三八一 福岡秀

行 外四千八百五十八名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一二号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加古郡稲美町蛸草四五二ノ

一〇 大西明美 外四千八百五十八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一三号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市長田区五番町五ノ一市住二

七ノ三〇九 熊本美延 外四千八百五十八名

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加古川市尾上町養田一、二

五八ノ一四 藤田 啓子 外四千八百五十八名

紹介議員 村田 誠啓君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一四号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘一ノ一四 鍋

島大 外四千八百五十八名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一五号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町東南三六 豊

田聖子 外四千八百五十八名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一六号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町東南五六ノ一

豊田倫子 外四千八百五十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一七号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市北条町東高室九一九

ノ五 正井明 外四千八百五十八名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市三口町三五八ノ三

森井香代子 外四千八百五十八名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一八号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市気比二、八二二 尾

崎巽 外四千八百五十八名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八一九号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県加西市下芥田町七三四 宮

崎幸子 外四千八百五十八名

紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八二〇号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県神戸市長田区鹿松町一ノ四

ノ二〇 谷岡道昌 外四千八百五十八名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八二一号 平成四年四月二十一日受理

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡福崎町西治一、四九

一 三輪容子 外四千八百五十八名

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願

請願者 兵庫県飾磨郡夢前町新庄一、一三

〇 西影裕美 外四千八百五十八名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。

第一八三三号 平成四年四月二十一日受理

看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 岡山県備前市木谷五〇九 井戸本

九郎 外九百九十九名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八三七号 平成四年四月二十一日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び療

養施設設置に関する請願

請願者 長野県上田市中野二二三 竹田健

美 外三百二十六名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八四二号 平成四年四月二十二日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(三通)

請願者 熊本市渡鹿一ノ一六ノ二ノ五二

白石信二 外六名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八四三号 平成四年四月二十二日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県八代市千反町一ノ一四ノ九

守道廣 外二十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一八四七号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡飯盛町平古場名
一、八三八ノ三 嵩美弥子 外九
百九十九名
紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八五七号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(三通)
請願者 静岡県浜松市和合町一五四
和美 外三千四百三十五名
清水
紹介議員 太田 淳夫君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八六〇号 平成四年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 滋賀県彦根市田附町一、二二七
村田義三 外二名
紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八六四号 平成四年四月二十二日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び復
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県上田市大字前山三三五 山
崎泰元 外百七十名
紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一八六五号 平成四年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 山形市鳥居ヶ丘二ノ一五 鈴木治
右工門 外一名
紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八六六号 平成四年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 栃木県宇都宮市築瀬町二、一〇二
塩沢和博 外一名
紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八六七号 平成四年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(三通)
請願者 群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡
二、四七六ノ六 松本昌士 外二
名
紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八六八号 平成四年四月二十二日受理
療術の制度化促進に関する請願(三通)
請願者 千葉県緑区菅田町二ノ二ノ七二五
高橋政利 外二名
紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一八六九号 平成四年四月二十二日受理
重度戦傷病者とその妻の援護に関する請願
請願者 千葉県富津市千種新田五七一 角
田保造 外一名
紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第一八七五号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都小平市小川東町四ノ三ノ六
ノ四〇九 成田佳弥 外一万千八
百四十七名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八七六号 平成四年四月二十二日受理

看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都八王子市長房町五二〇ノ五
五ノ一〇二 志塚清子 外一万千
八百四十七名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八七七号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都世田谷区弦巻二ノ三五ノ一
三 松本正美 外一万千八百四十
六名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八七八号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 秋田市新屋松美ヶ丘南町 岡田睦
子 外一万千八百四十六名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八七九号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ一四
ノ五〇一 齊藤博 外一万千八百
四十六名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八〇号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都足立区谷在家二ノ二二ノ一
一 浅山勝昭 外一万千八百四十
六名
紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八一号 平成四年四月二十二日受理

看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町
四、九〇四 小口美智子 外一万
千八百四十六名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八二号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 福島県郡山市台新二ノ二三ノ一五
佐藤正則 外一万千八百四十六名
高崎 裕子君
紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八三号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都調布市染地三ノ一ノトノ八
ノ二〇五 菊池暁子 外一万千八
百四十六名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八四号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 千葉県柏市藤心一九一 松丸利夫
外一万千八百四十六名
紹介議員 橋本 教君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八五号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 東京都多摩市鶴牧四ノ五ノ七ノ一
〇三 梶和代 外一万千八百四十
六名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第一八八六号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 川崎市中原区下沼部一、七七五
鳥海由紀 外一万千八百四十六名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一八八七号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 横浜市栄区笠間町三七五 山崎彰
外一万千八百四十六名
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一八八八号 平成四年四月二十二日受理
看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 埼玉県入間郡毛呂山町長瀬一、一
五八ノ五 宮寺信子 外一万千八
百四十六名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一八八九号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 大分県玖珠郡玖珠町塚脇三一七ノ
八 井上三四 外二百七十八名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九〇号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 東京都板橋区志村一ノ一九ノ五
山口由美子 外二百七十八名
紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九一号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 静岡県浜松市上島一ノ六ノ三〇
松本和二 外二百七十八名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九二号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 富山市岩瀬御蔵町一八七 三上満
外二百七十八名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九三号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 島根県江津市嘉久志町イノ一、九
〇二ノ三 林美英 外二百七十八
名
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九四号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 長野市南長池一、〇二八ノ一〇
山口あき子 外二百七十七名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九五号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 青森県弘前市和徳和泉二七ノ五一
諏訪信吉 外二百七十七名
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九六号 平成四年四月二十二日受理

福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町下小田切四
七三ノ一二 保科清 外二百七十
七名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九七号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊浦町小串七ノ三
安富歌代 外二百七十七名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九八号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 川崎市宮前区初山一ノ三七ノ一九
小野房子 外二百七十七名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一八九九号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 東京都町田市山崎町二、一三〇山
崎団地七ノ二ノ五〇六 早乙女
典子 外二百七十七名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一九〇〇号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町四ノ一ノ一
ノFノ一〇二 山本真由美 外二
百七十七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一九〇一号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字神子山新田一六
二ノ五 緒方しのぶ 外二百七十
七名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一九〇二号 平成四年四月二十二日受理
福祉制度、最低基準の抜本的な改善と実効性のあ
る福祉人材確保対策の確立に関する請願

請願者 福岡県柳川市佃町六四五ノ三 山
田由紀子 外二百七十七名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七〇三号と同じである。

第一九〇八号 平成四年四月二十三日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(三通)
請願者 熊本県市町四ノ二 眞田光明 外
十名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一九〇九号 平成四年四月二十三日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
(三通)
請願者 熊本市内坪井町九ノ四三 陣内親
美 外二十九名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第一九一〇号 平成四年四月二十三日受理
国立医療機関の資金職員の設定に関する請願
(三十通)
請願者 熊本県上益城郡矢部町下市一四八

ノ一 山下清二 外二百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第一九二八号 平成四年四月二十三日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び療
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設定に関する請願
請願者 山梨県甲府市湯村三ノ一六ノ一六
窪田美奈子 外九十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第一九二九号 平成四年四月二十三日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する
請願
請願者 東京都板橋区高島平八ノ二一ノ六
ノ四〇二 高島護二 外七百九十
九名

紹介議員 菅野 壽君

我が国の肝炎患者の大部分はウイルスを原因と
しており、患者数は二百万人、キャリア(ウイルス
感染者)は四百六十万人と推計され、「第二の国民
病」としてその克服は、二十一世紀に向けての大
きな課題になっている。予防対策についてはB型
肝炎はほぼ確立されており、また輸血で年間十七
万人が感染するC型肝炎は、平成元年十一月から
米国で開発された検査薬の導入により四分の一に
激減するなど、予防面の研究は急速に進展し、将
来的には明らかな見通しが持てるようになった。し
かし、根本的な治療法は未確立で、患者は病気が
肝硬変、肝臓がん)に進行する心配と生活の不安
に苦しんでいる。その上、ウイルス肝炎の正しい
知識の普及が遅れているため、職場や生活の場で
誤解による差別と偏見に悩まされている。肝炎患
者の多くは四十〜五十歳の働き盛りの男性に集
中し、長期の療養を強いられるため、本人はもと
より家族の生活は深刻な状況に置かれており、社
会的にも大きな損失である。特定疾患治療研究事

第七部 厚生委員会会議録第八号 平成四年五月十四日【参議院】

業(難病医療費公費負担制度)では、ウイルスに起
因する難病性肝炎(慢性肝炎、肝硬変・ヘパト
△)は対象にもならず、福祉面でも「身体障害者福
祉法」の適用外であるため、国や自治体の体系的
な福祉諸施策の保障もない。また、頼みの「障害年
金」も受給条件が厳しく、肝炎患者は医療と福祉
の谷間に苦しんでいるのが実態である。最近の研
究では、感染の原因が母子感染、輸血、一人一針・
一筒以前の予防注射であることが明らかになり、
患者・キャリアは国の医療行政とも深くかわって
発生したと言える。ウイルス肝炎の予防対策に
光明が見えた今、国は治療法の開発と患者の救済
を特別に重視して対策を講ずべきである。ついて
は、患者・家族の「治りたい」、「治したい」とい
う切実な願いと、一日も早い会社復帰を実現する
ために、次の事項について実現を図らねばならぬ。

一、肝炎患者とキャリア(ウイルス感染者)を
差別から保護するため、必要な予算を確保し
て肝炎の正しい知識の普及と有効・適切な措
置を講ずること。
二、肝炎の予防・治療の研究費を大幅に増額し
て、国立医療機関等で集中的に研究し、早期
に予防・治療法を確立すること。
三、C型肝炎などすべてのウイルス肝炎の治療
薬として、インターフェロンを早期に認可す
ること。
四、医療費公費負担の対象を、すべての難病性
肝炎にも拡充するよう努力すること。
五、輸血後のウイルス肝炎を根絶するため、ウ
イルスを除去できる方法を早期に開発して、
安全な輸血用血液を確保すること。
六、障害の永続性が確定できる肝硬変患者を内
部障害者として「身体障害者福祉法」の適用
範囲を拡大するよう努力すること。

第一九三〇号 平成四年四月二十三日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する
請願
請願者 東京都東久留米市中央町二ノ九ノ

二〇 市川久子 外千二百三十名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。

第一九五〇号 平成四年四月二十三日受理
療術の制度化促進に関する請願(三通)
請願者 岐阜市初日町一ノ一八 渡辺照雄
外二名
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第一九五二号 平成四年四月二十三日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 福岡市南区長住四ノ一六ノ一四
福山定男 外一名
紹介議員 合馬 敬君
この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第一九五三号 平成四年四月二十三日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する
請願
請願者 北海道亀田郡恵山町女那川 野崎
重行 外八百名
紹介議員 木暮 山人君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。

第一九五五号 平成四年四月二十三日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する
請願
請願者 群馬県桐生市相生町一ノ四二二
羽田邦夫 外三百五十九名
紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。

平成四年五月二十七日印刷

平成四年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P